

令和元（2019）年度
釧路短期大学
自己点検・評価報告書



令和 2 年 10 月
(令和 3 年 6 月改訂)

令和元（2019）年度 釧路短期大学自己点検・評価報告書 発刊にあたって

ここに刊行の運びとなった本報告書は、平成 31（2019）年 4 月から令和 2（2020）年 3 月までの令和元（2019）年度を対象とする釧路短期大学の自己点検・評価についてまとめたものである。

前回の報告書のこの欄でも指摘したが、大学・短期大学を取り巻く状況は大きく変化してきている。平成 30（2018）年 11 月 26 日の中教審答申「2040 年に向けた高等教育のグランドデザイン」では、これからの高等教育機関のあり方として、学修者本位の教育への転換、教育研究体制における多様性と柔軟性の確保、教育の質保証と情報公表による「学び」の質保証の再構築などが示され、令和 2（2020）年 1 月 22 日には中教審大学分科会が「教学マネジメント指針」を提示し、学修者本位の教育への転換と教育の質の向上に向けて、3 つの方針を出発点として、学修目標の具体化、それに応じた授業科目・教育課程の編成・実施、学修成果・教育成果の把握・可視化とそれらの情報公表を主な内容とする大学の管理運営のあり方を示した。

これらが求めている教育の質向上・質保証について、令和 2（2020）年 7 月、中教審大学分科会に「設置基準，設置認可審査及び認証評価制度等を一体とした質保証システムの在り方について専門的な調査審議を行う」ために質保証システム部会が設置され、現在も審議が続いているようである。

近年の短期大学は、若年人口の減少という全般的状況と、（短期大学を除く）大学進学率と専門学校進学率の上昇との狭間で、厳しい状況を迎えている。学校基本調査結果によると、令和 2（2020）年度の高等教育機関進学率は 83.5%、うち大学進学率は 54.4%、専門学校進学率 24.0%といずれも過去最高だったが、短大進学率は過去最高だった平成 6（1994）年の 13.2%から、令和 2（2020）年度にはわずか 4.2%まで縮小している。

本学も、財務も含めて厳しい状況に直面していることは否めない。教育の質保証と表現するか否かは別にして、このたびの報告書にも表れているのは、建学の精神・教育理念及び 3 つの方針に沿って、地域から受け入れた学生たちが学修成果を獲得し、それを自覚し、社会で活用できる存在として地域にお返しする教育、入学した学生たちに学修成果という付加価値をつけて送り出すための本学の活動の姿とその真摯な点検・評価だと考える。

いうまでもなく、本学の活動はいまだ十分ではなく、むしろ完成することはないだろう。絶え間なく続く改善・改革と点検・評価がこれからも必要である。「地域に必要とされる短期大学」であり続けること、それが本学の使命と考える。このたびの報告書は、それに向けた未完の取り組みの一端を示したものである。

本報告書の作成・刊行にとりわけ注力した ALO・ALO 補佐を含む自己点検評価委員会、自己点検・評価活動に取り組み続ける本学の教職員諸氏に感謝を申し上げます。

末尾ながら、今後とも本学の教育等について、忌憚のないご意見ご批判ご助言をくださるようお願い申し上げ、発刊の辞といたします。

（学長 杉本龍紀）

目 次

【1】 令和元（2019）年度自己点検・評価報告書について	1
-------------------------------------	---

【2】 自己点検・評価の基礎資料

1 学生状況概要	2
2 建学の精神と教育理念	3

【3】 自己点検・評価

【基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果】

〔Ⅰ-A 建学の精神〕	4
〔Ⅰ-B 教育の効果〕	9
〔Ⅰ-C 内部質保証〕	17

【基準Ⅱ 教育課程と学生支援】

〔Ⅱ-A 教育課程〕	23
〔Ⅱ-B 学生支援〕	38

【基準Ⅲ 教育資源と財的資源】

〔Ⅲ-A 人的資源〕	49
〔Ⅲ-B 物的資源〕	53
〔Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源〕	58
〔Ⅲ-D 財的資源〕	59

【基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス】

〔Ⅳ-A 理事長のリーダーシップ〕	64
〔Ⅳ-B 学長のリーダーシップ〕	64
〔Ⅳ-C ガバナンス〕	66

【1】令和元（2019）年度自己点検・評価報告書について

『令和元（2019）年度釧路短期大学自己点検・評価報告書』は、元号が途中で変わった2019年度における釧路短期大学の教育研究活動を対象とするものである。

この自己点検・評価報告書は、大学・短期大学基準協会の形式に合わせ、各担当がその区分で改善計画を定め、それらに基づく行動計画の状況を報告する形式とした。しばらく対応できていなかった経営関係の項目についても加えた。

各担当の“課題”について、元々は平成27（2015）年の自己点検・評価報告書において示した改善計画とそれに基づく行動計画ではあったのだが、ある部分は既に計画が達成され終了し、新たな課題が生じてそれらの継続的な改善により、数年前の出発点の「課題」とは直結しないものもある。

令和元（2019）年度の本学では、次のような新たな試みを行った。

従来、地域に根差した短期大学の営みを方向付け、生涯教育センターが所管してきた「地域共創型プロジェクト」（平成21（2009）年）を発展させ、学長から示された「地域連携推進プログラム」に移行したこと、生活科学科生活科学専攻では、観光実務士資格取得のための課程認定申請を終え、令和2（2020）年度入学生から新たな歩みを始められるようになったこと、食物栄養専攻では栄養士モデル・コア・カリキュラムの検討に入ったこと、幼児教育学科では、新たにコア・カリキュラムを課された教職課程がこの学年から始まったこと、一般教育科目のあり方・教養教育改革を検討し始めたことなどが挙げられる。

短期大学は、閉校した棟続きの専門学校校舎を受け継ぎ、学生・教員の学修・教育研究活動空間として利活用の可能性が広がっている。

反省点と課題は多々あるが、次年度報告書やその後の認証評価に繋がる踏み台にはなったのではないかと思う。

本報告書での記述の前提となる平成29・30年度報告書は

本学 Web ページ [<http://www.midorigaoka.ac.jp/kushirojc/>] の「釧路短期大学情報公開」

[<http://www.midorigaoka.ac.jp/kushirojc/php/disclosure/index.html>] から PDF 形式でダウンロードできます

釧路短期大学 ALO 井上 薫

【2】自己点検・評価の基礎資料

1 学生状況概要

① 入学定員、入学者数、入学定員充足率、収容定員、在籍者数、収容定員充足率

学科等の名称	事項	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R 元年度
生活科学科 生活科学専攻	入学定員(人)	20	20	20	20	20
	入学者数(人)	15	22	22	23	20
	入学定員充足率(%)	75	110	110	115	100
	収容定員(人)	40	40	40	40	40
	在籍者数(人)	30	38	44	45	43
	収容定員充足率(%)	75	95	110	113	108
生活科学科 食物栄養専攻	入学定員(人)	30	30	30	30	30
	入学者数(人)	24	23	20	24	21
	入学定員充足率(%)	80	77	67	80	70
	収容定員(人)	60	60	60	60	60
	在籍者数(人)	50	49	42	44	43
	収容定員充足率(%)	83	82	70	73	72
幼児教育学科	入学定員(人)	50	50	50	50	50
	入学者数(人)	54	44	50	51	55
	入学定員充足率(%)	108	88	100	102	110
	収容定員(人)	100	100	100	100	100
	在籍者数(人)	106	96	91	101	103
	収容定員充足率(%)	106	96	91	101	103

② 卒業者数（人）

区分	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度
生活科学科	41	36	38	43	42
生活科学専攻	21	14	14	21	22
食物栄養専攻	20	22	24	22	20
幼児教育学科	55	52	52	40	50

③ 退学者数（人）

区分	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度
生活科学科	1	2	5	1	2
生活科学専攻	0	0	2	1	0
食物栄養専攻	1	2	3	0	2
幼児教育学科	1	2	3	1	3

④ 休学者数（人）

区分	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度
生活科学科	2	5	5	2	1
生活科学専攻	1	2	3	2	1
食物栄養専攻	1	3	2	0	0
幼児教育学科	0	1	3	1	2

⑤ 就職者数（人）

区分	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度
生活科学科	34	32	35	36	35
生活科学専攻	15	13	12	16	17
食物栄養専攻	19	19	23	20	18
幼児教育学科	52	51	50	39	48

⑥ 進学者数（人）

区分	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度
生活科学科	0	1	0	1	2
生活科学専攻	0	0	0	0	0
食物栄養専攻	0	1	0	1	2
幼児教育学科	0	0	0	1	0

2 建学の精神と教育理念

本学の建学の精神と教育理念は以下である（令和 3（2020）年度現在）。

① 建学の精神

愛と奉仕

② 教育理念

- 1.自由にして規律ある人格
- 2.幅広い教養と人間性豊かな専門的職業人の育成
- 3.地域社会の文化の向上と福祉への貢献

【基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果】

〔テーマ 基準Ⅰ-A 建学の精神〕

〔区分 基準Ⅰ-A-1 建学の精神を確立している。〕

<区分 基準Ⅰ-A-1 の現状と改善の取り組み>

釧路短期大学（以下、本学とする）は昭和 39（1964）年に北海道の最東部地域（釧路根室地域）唯一の短期大学として家政科単科で開学し、令和 2（2020）年に創立 56 年を迎えた。敬虔なクリスチャンであった岡野佐太二氏が初代理事長に就任した学校法人緑ヶ岡学園（以下、本学園）のもとに開設された本学は、その学則第 1 条に「.....基督教の精神に従って女子に短期大学の教育を施し、女性本来の徳性をみがき清らかな人格をきずくと共に、高く広い教養と実際に役立つ専門の学術とを授けて、愛と奉仕に生きる人物を育てることを目的とする」と、キリスト教の精神に従って「愛と奉仕に生きる人物を育てる」ことを目的に掲げた。

以来、半世紀以上経過した現在までに、開学当時の宗教性（キリスト教）は次第に希薄化し消失したものの、本学園・本学の建学の目的は「愛と奉仕」であることは、学校法人理事長・本学学長が入学式・卒業式等にて明示し承継してきた。しかしながら、この「目的」が「建学の精神」そのものであることが必ずしも明確ではなかった。そこで、平成 15（2003）年度に学校法人理事長及び各所属長によって、「愛と奉仕」が本学園全体の建学の精神であることを改めて確認し、爾来、本学を含め本学園が設置する各学校の教育活動、地域貢献活動、研究活動などの礎となっている。

こうして確立した本学の建学の精神「愛と奉仕」（釧路短期大学 Web ページ <http://www.midorigaoka.ac.jp/kushirojc/> [以下、本学 Web ページ] > 大学概要「教育理念」）は、人が生き進むべき道を示す人類に不可欠の普遍的な公共性を有する原理であると、本学は位置づけている。そのもとで本学は、受け入れた学生たちを、建学の精神を身に纏い体現する「人を愛し、人に尽くす」精神を有する存在へと育てることを使命としている。

「愛と奉仕」＝「人を愛し、人に尽くす」との表現において、「愛」＝「人を愛し」とは、他者を、自己を、地域社会その他の社会を愛することである。そのためには他者を知り自己を知り社会を知り理解することが必要であり、本学での学びの総体が「人を愛す」存在への成長をもたらすと位置づけている。

「奉仕」＝「人に尽くす」とは、たとえば種々の職業を通じて、また、広く日々の様々な営為を通じて、人々が互いに役立ちあい支え合うことを意味する。この社会における多種多様な職業は、教育や医療・福祉等々のように他者に直接的なサービスをなすものであれ、物的な生産や製造・輸送・販売・飲食等々のように“モノ”を通じるものであれ、そのすべてが他者の生活に役立つがゆえに存在している。本学での専門的学びを修めて職業人として有意に活躍すること自体が、他者に役立つ＝「奉仕」＝「人に尽くす」ことであるとともに、家族社会・地域社会などで各々が貢献することもまた「人に尽くす」ことを意味する。

本学は、このような意味を有する建学の精神「愛と奉仕」をうけて、その実現に向けた教育方針を示す 3 つの教育理念「自由にして規律ある人格」「幅広い教養と人間性豊かな

専門的職業人の育成」「地域社会の文化の向上と福祉への貢献」を掲げ（本学 Web ページ＞大学概要「教育理念」）、建学の精神及び教育理念を踏まえ、具体的な教育研究・人材育成の基本方向をしめすものとして学科・専攻の教育目的・目標といわゆる 3 つの方針を定めている。

建学の精神「愛と奉仕」及び建学の精神をより具現化する 3 つの教育理念は、この国の教育の基本的理念を示す「我々日本国民は、たゆまぬ努力によって築いてきた民主的で文化的な国家を更に発展させるとともに、世界の平和と人類の福祉の向上に貢献することを願うものである」（教育基本法前文）、「教育は、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない」（同法第 1 条）、及び短期大学の主目的を示す「深く専門の学芸を教授研究し、職業又は實際生活に必要な能力を育成する」（学校教育法第 108 条）に基づくものである。そのことは本学学則でも「釧路短期大学（以下「本学」という）は教育基本法、学校教育法に基づき、深く専門の学芸を教授研究し、広く豊かな教養を培い、職業又は實際生活に必要な能力を育成し、地域社会の文化の向上と福祉の増進に寄与することを目的とする」という表現で示している（釧路短期大学学則第 1 条 1）。これらから本学の建学の精神は、教育基本法等に基づく公共性を有しているといえる。

建学の精神（及び教育理念）は、広く社会全体に示す（本学 Web ページ＞大学概要「教育理念」）とともに、入学検討者・志願者等には短期大学案内、入学者を含む在学生には学生便覧にて示している。また、入学者や保護者及び入学式等の式典にお招きする地域の高等教育機関や地方公共団体を含めた諸団体の代表諸氏に対して、告辞や新入生への学長講話などで、その解釈を含めて説明を行っている。さらに、様々な機会での学長の発言において、建学の精神を紹介・説明するようにしている。

これらの機会の多くは本学の教職員も関わるものであり、建学の精神及びその意義等について、繰り返し学内での共有が確認されるとともに、教育課程の編成・変更、シラバス作成の際にも常に確認し（非常勤講師を含む）、教育課程や授業計画の基盤とするようにしている。

先に述べたように本学の建学の精神は人類普遍の原理と位置づけているものであり、学科・専攻の教育目的・目標や 3 つの方針の策定という重要事項の決定時を含めて、今のところその変更が議論・提議されることはなかった。むしろその実現に向けて、これからも本学挙げて取り組むべきものと考えている。とはいえ、社会の変化や短大教育の役割の見直し等が進む場合、学科・専攻の教育目的・目標や 3 つの方針等の適切性が問われることもありうる。建学の精神やその解釈を含めて本学が定める目的・目標、諸方針は社会と時代からの常なる評価・批判を受け、必要に応じて深化・進化できるものでなければならぬと考える。

【区分 基準 I -A-2 高等教育機関として地域・社会に貢献している。】

＜区分 基準 I -A-2 の現状と改善の取り組み＞

生涯教育センターの現状

かつて短期大学の世界で「生涯学習拠点として短期大学が機能するため」「使命感をもって専念するキーパーソンが欠かせない」（そのためには）生涯学習プログラマーの養成は、

何よりも全ての短大において取り組まなければならない課題」と指摘された（『短期大学における今後の役割・機能に関する調査研究 成果報告書』、目白短期大学長佐藤弘毅（2010））。

以上をうけ担当事務職員のプログラム開発力を高め、管理監督の実務者養成に時間、経費、機会を配してきた。情報収集、研修派遣、質量ほこる企画・開発、地域貢献業務の参加を積極的にすすめ、教職員ともに「生涯学習プログラマー」にふさわしい見識と実績を備える点を本学の伝統に位置づけた。平成 31（2019）年 4 月、担当職員の昇任が実現し、理念と体制が整備されたと考える。

ここでは、生涯教育センターの機能面について記述する。

社会貢献の枠組みを「長期的、安定的、日常的に学内外へ浸透」させるため、取り組んでいる点は以下の三点である。

- (1) 市民が参加してすすめてきた生涯学習の成果を積極的に活用するシステムを構築する。
- (2) 知的基盤の拡充と質保証を担保するため、「テキスト作成のうえに公開講座」の伝統を拡充する。
- (3) 地域の経済団体や文化団体との結節を、量的拡大に加えて質的深化を確実にすすめる。これには、「出前講座」を通じ本学の教育、研究、社会貢献の水準を示すこと、地域の高等学校、自治体、経済団体、文化団体との「共同研究の領域」を拡大し、多様な情報発信をめざすこと、学内と地域社会の間で研究情報、教育情報、地域貢献情報の相互蓄積の基盤を確立することが含まれる。

本学が担う地域・社会貢献について、以下では釧路短期大学生涯教育センター〔昭和 63（1988）年発足〕及び附属図書館が担っている事業について述べる。

生涯教育センターでは、令和元（2019）年度に向けて、次の改善計画を策定していた。

・改善計画

- 1.地域包括連携協定締結団体と本学の間で定期協議を重ね、協定の円滑な維持・運用をめざす。
- 2.附属図書館の「『読む』こと、『書く』こと支援」の機能補完を通じ、生涯教育センターの受容基盤を拡充する。
- 3.生涯教育センターの講座受講者から、「自らの生涯学習」を伝える伝統を提示する。

この改善計画を実現するための行動計画は次のとおりである。

・行動計画

- 1.地域包括連携協定の趣旨をうけ、地域経営者団体と提携しリカレント講座を実施するほか、釧路市市街地発祥地で活動する団体の出版事業を、内容面でも経費面でも支援する。
- 2.附属図書館の「『読む』こと、『書く』こと支援」コーナーを補完する設備として生涯教育センター会議室を機能させる。実績はマスメディア、印刷会社、自治体にも波及させる。
- 3.学位課程では「履修証明制度」の確立に向け方策を検討する。

まず、令和元（2019）年度のリカレント講座について述べる。

幼児教育学科のリカレント講座を、地元の小児科医師による「釧路のこどもたちを守ろう!!」及び北海道予算の関係で消滅した釧路地域「母子部会」を引き継ぐ形で民間医療者を

中心に発足した多職種の集まり「チャイルドヘルス懇話会」の働きについてとのテーマで実施した（参加者：58名）。この講座は本学とくしろせんもん学校及び北海道私立幼稚園協会釧路支部との共催であり、この年度の主管は本学であった。

食物栄養専攻のリカレント講座としては、「管理栄養士による管理栄養士国家試験対策講座」（参加者：延べ167名）ならびに「新しい食事摂取基準勉強会&栄養士公開座談会」（参加者：35名）を実施した。

なお、生活科学科生活科学専攻でも北海道中小企業家同友会くしろ支部あゆみの会（女性部）と連携し、令和2（2020）年3月に講座を計画していたが、コロナ禍の緊急事態宣言を受けて中止となった。

釧路市との地域包括連携協定については、令和元（2019）年10月、センター長及び主査、幼児教育学科長が市庁舎に出向き、諸活動報告のなかで、本学が新たに「地域連携推進プログラム」へ移行したことを伝え、今後の課題について協議し、協定の継続を確認した。

また、市民向け公開講座等の実施については、学位課程と非学位課程に分け、それぞれ次のような役割がある。

（a）学位課程

- ・科目等履修、研究生の受け入れに実績がある。
- ・ゲスト講師招待授業を実施し、学外の受講者を受け入れている。
- ・地域連携業務では新たに釧路総合振興局と協定を締結したほか、1）包括協定締結団体との定期協議、2）リカレント講座を開設し地域の経済・文化団体支援、3）ボランティア学生派遣を実施。

（b）非学位課程

- ・生涯教育の研究「環境・文化資源をむすぶ“地域にぎわい”創設プログラム」研究。生涯学習としての住民参加型自治体史編さん支援プログラム」研究。
- ・公開講座の開設
 - 1）道東文化塾（全7回：道民カレッジ連携講座）参加者：延べ167名
 - 2）イブニング講座「大学英語入門講座」（全15回）参加者：延べ218名
 - 3）原典を読む『『紅樓夢』を読む』（全3回：道民カレッジ連携講座）参加者：延べ25名
 - 4）ライティング支援講座「自分史講座『前田正名自叙伝』を読む」2nd（全3回）参加者：延べ13名（本学 Web ページ＞釧路短期大学 情報公開＞その他の情報＞国際交流・社会貢献＞社会貢献活動）
- ・社会貢献 「（釧路市雇用創造協議会）観光プログラム開発＝インバウンド向け街中おもてなしツアー」企画支援、「（職業能力開発協会）機動職業訓練『観光サービス科』」運営支援、『（高校生むけ）のぞいてみよう 釧路はこんなところ』出版支援。

以上のうち、市民向け公開講座の実施について付言したい。

附属図書館ではさらなる利用促進と需要喚起を目的に、平成18（2006）年度から市民向けの公開講座を開設している。附属図書館では、『読む』こと『書く』こと支援の一環として出版支援にも取り組んでおり、令和元（2019）年度は北海道釧路北陽高等学校の教諭（当

時) による『のぞいてみよう釧路はこんなところ』(上) (令和 2 (2020) 年 3 月 城山モシリヤ学コミッション・釧路短期大学発行) の編集を手がけた。この書の発刊を地元紙で取り上げていただき、希望者には図書館にて無償提供を行った。釧路の地誌に関心を寄せる地域市民から関係資料の閲覧を希望する声も寄せられ、図書館の存在周知と利用拡充につながることができた。

また、前述 4) は、地域住民を対象とした「ライティング支援講座」(主催: 附属図書館) の一環として、自分史執筆を最終目標に据えた「自分史講座」(講師: 附属図書館長) で、5 年目を迎えた。実施にともない資料が不足する場合は、その都度コレクションの充実を図ってきた。受講者のプライバシーへの配慮と受講者間の意見交換に適した場として、生涯教育センター会議室を活用した。今後、会場として利用するに見合う最低限の設備を整えたい。

現在、このほか、地域にゆかりのある資料や歴史・文学などの原典を幅広く取り上げる「原典を読む」、蔵書を活用して地域の属性・特質を読み解く「図書館資料で巡る地域セミナー」を継続的に開催しており、いずれも図書館主催という特性上、無料を原則としている。令和元(2019)年度は、本学非常勤講師による「原典を読む『紅楼夢』を読む」(全 3 回)を行った。

なお、これらの実施状況とその実績は生涯教育センターの刊行物に記載している。

以上のほか、本学には子どもボランティアサークルがあり、そのメンバーが釧路市の児童館でお世話になった。その流れで市役所から声がかかり、コロナ禍の令和 2 (2020) 年 3 月、学生 2 名が児童館でアルバイトをしながら、貴重な現場体験を行うことができた。

学科・専攻、教員がその専門を活かして個別に担うものについては、生涯教育センターの管轄ではないが、外部から正式な依頼があるものには教務・学生課を通して学長が決裁したものについて認めており、自己点検評価委員会が年度ごとに集約している各教員の「個人調書」、「教育研究業績書」で把握している。特に社会貢献にかかわる主要なものは、公開している(本学 Web ページ>「釧路短期大学の教員組織、各教員が有する学位及び業績」の「その他の活動」)。

<テーマ 基準 I-A 建学の精神の課題>

(I-A-1)

1. 卒業予定学生に対する建学の精神等に関する認知度・理解度の確認

建学の精神の意義に関して最も大きな課題は、建学の精神等に関する在学生の認知・理解度を高めるとともに、2 年間の在学を通じて建学の精神を体現する人材として送り出すことである。後者について、かねてより卒業時の学生に認知度・理解度を調査することを計画していたが、令和元(2019)年度は新型コロナウイルス感染拡大を受け、卒業式を中止するとともに卒業予定者の集合や教職員を含めた相互接触を取りやめたこともあって、調査を行う機会を設定できなかったことが課題の一である。

2. 建学の精神に基づく諸方針及び教育課程編成等の論理関連性の担保

平成 30 (2018) 年度の自己点検・評価において示した「教育課程その他の見直しにおいて、建学の精神 → 教育理念 → 教育目的・目標 → 獲得すべき学修成果及び学位授与 → 教育課程編成と実施 → 入学者受け入れ、という論理的関連性をより意識的に確

保するよう行動する」との計画の成否の評価が難しい。令和元（2019）年度に行った生活科学科生活科学専攻の教育課程の見直し（地域社会の動向を踏まえた新資格課程－観光実務士資格－の開設）は、建学の精神を受けた 3 つの教育理念の実現に役立つものであったと位置付けられるが、すべての教育課程の変更等において、建学の精神→教育理念→教育目的・目標→学位授与の方針及び獲得すべき学修成果→教育課程の編成・実施→入学者受け入れの方針という論理的関連性が常に明確になっているとは言い難い面もある。（Ⅰ-A-2）

- 1.生涯教育担当事務職員の業務規程の改定の検討。
- 2.社会貢献の枠組みを実現するための改善を進めること。
- 3.地域・社会貢献の深化に対応するため、持続的にして機動的な運営システムを配置する。

<テーマ 基準Ⅰ-A 建学の精神の特記事項>

とくになし

[テーマ 基準Ⅰ-B 教育の効果]

[区分 基準Ⅰ-B-1 教育目的・目標を確立している。]

<区分 基準Ⅰ-B-1 の現状と改善の取り組み>

Ⅰ-B-1-1 生活科学科（生活科学専攻・食物栄養専攻）

本学生活科学科生活科学専攻と食物栄養専攻は、(教育)目的(教育研究上の目的)を次のように定め、公表している。

[(教育) 目的]

生活科学科

家庭・地域・職業等生活全般を理解・改善するための幅広い知識・技能を修得し地域社会の創造に係わることができる人間性豊かな人材の養成、ライフステージに対応した健康な生活を創造できる食と栄養の知識・技能を有し地域社会に貢献できる人間性豊かな人材の養成を目的とする。

（注：下線部が生活科学専攻の目的、非下線部が食物栄養専攻の目的）

また、教育研究上の目的をより具体的に示すために、教育目標を次のように定めている。

[教育目標]

生活科学科生活科学専攻

- 1.幅広い教養・職業的技能と実践的コミュニケーション力を有する専門的職業人の養成
- 2.地域を知り、地域を愛し、地域と係わることのできる規律ある人格の養成

生活科学科食物栄養専攻

- 1.確かな専門的知識と技術を有し、地域社会に貢献できる栄養士の養成
- 2.ヒトの健康の保持増進に寄与できる食のスペシャリストの養成

これら及び学修成果の設定について、令和元（2019）年度に向けて、次の改善計画を策

定した。

・改善計画

1. 生活科学科両専攻の（教育）目的及び教育目標について、学修成果の獲得状況、卒業時の就職状況やその後の就業状況などを踏まえて、目的・目標の妥当性及び現実的意義を定期的（2年に一度以上）に見直し、必要に応じて改訂を検討・提案する。
2. 生活科学科両専攻の学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針、入学者受け入れの方針について、教育目的及び教育目標とともに定期的に（2年に一度以上）見直し、必要に応じて改訂を検討・提案する。
3. 生活科学科生活科学専攻では、学修成果の再整理及び平成30年度から実施した新カリキュラムにおける獲得度チェックの手法の点検を行う。
4. 生活科学科食物栄養専攻は、新しい栄養士モデル・コア・カリキュラムの公表に伴いカリキュラムの再検討に着手するとともに、平成28年度から取り入れた学修成果自己評価及び自己評価シートの点検を行う。

この改善計画を実現するための行動計画は次のとおりである。

・行動計画

1. 生活科学科両専攻では、令和元（2019）年度中にも3つの方針及び（教育）目的・教育目標を点検し、その結果を学長及び教授会に報告する。
2. 生活科学専攻では、平成30年度から実施した新教育課程編成について学修成果・自己評価チェックシート記入内容から獲得状況を確認し、問題点を抽出する。
3. 生活科学科両専攻では、時代が求める就職に有利な資格について情報収集をすすめ、課程認定の可能性を検討するとともに現行の資格認定の要否についても検討する。
4. 食物栄養専攻では、令和元（2019）年度中に新しい栄養士モデル・コア・カリキュラム内容の理解を深め、現行のカリキュラムとの相違点を抽出し、今後の方向を検討するとともに、学修成果自己評価の効果を集計・分析しカリキュラム検討の基礎資料を作成する。

この行動計画の実行状況について自己点検・評価を行う。

行動計画第1項（3つの方針、教育目的・目標の点検）については概ね行動計画通り実施できた。毎年、カレッジライフ及びシラバスを作成する時期に、3つの方針、教育目的・目標について専攻ごとに点検、協議し、見直しが必要な場合は学科会議に変更案を提案することになっている。生活科学専攻では令和2（2020）年度入学生から観光実務士資格が取得できるようになることから、令和2（2020）年度の教育課程編成・実施の方針について「観光」の文言を加えるなど一部修正を加えることとした。

生活科学科のうち生活科学専攻は、（教育）目的として「家庭・地域・職業等生活全般を理解・改善するための幅広い知識・技能を修得し地域社会の創造に係わることができる人間性豊かな人材の養成」、教育目標として「幅広い教養・職業的技能と実践的コミュニケーション力を有する専門的職業人の養成」「地域を知り、地域を愛し、地域と係わることのできる規律ある人格の養成」を、食物栄養専攻は、（教育）目的として「ライフステージに対応した健康な生活を創造できる食と栄養の知識・技能を有し地域社会に貢献できる人間性豊かな人材の養成」を、教育目標として「確かな専門的知識と技術を有し、地域社会に貢献できる栄養士の養成」「ヒトの健康の保持増進に寄与できる食のスペシャリストの養成」

を定めている。

これらの教育目的・目標の実施状況を定量的に判断するのは容易ではないが、在学生・卒業生の学修成果の獲得状況（学期ごと及び卒業時の成績評価、学生自身による学修成果チェック、地域社会への就職状況）は個人差があるものの特に悪い状況ではない。この現状を踏まえ点検、協議した結果、各専攻の教育目的・目標の変更の提案は行われず、現行のまま進めることとなった。

生活科学専攻の3つの方針のうち、教育課程編成・実施の方針については新資格導入から一部修正を加え、教授会で審議し承認を得た。詳細については基準Ⅱ-Aで述べる。

行動計画第2項（生活科学専攻の新教育課程編成について獲得状況確認、問題点の抽出）について、令和元（2019）年度は新型コロナウイルスの影響で各学年終了時の学修成果の獲得状況を確認することができなかったため、平成30（2018）年度入学生の1年終了時の獲得状況をもとに検討するに留まり、計画通り実施することはできなかった。

「学習成果・自己評価シート」は生活科学専攻の学位授与の方針で示す教養、地域、ビジネス・職業的技能に関する学修成果項目をあげ、1年次、2年次スタート時にそれぞれの項目をどの程度頑張るか3段階で記入、各学年終了時には学修成果の獲得度を4段階で評価するというものである。さらに、生活科学専攻で取得可能な資格取得に対する考え方、獲得・形成が望まれる意識や行動の在り方、基礎知識、基礎技能など18項目について各学年終了時に3段階で評価するものである。

平成30（2018）年度入学生の1年時終了時及び2年開始時の学修成果集計結果をもとに検討した内容は、専攻の学修成果の獲得について「家庭生活・社会生活に関わる幅広い教養を獲得する」の項目においては全員が「できている・まあまあできている」と回答した一方で、「前に踏み出す力・考え抜く力・チームで働く力からなる社会人基礎力を身に付ける」の項目においては半数が「あまりできていない」と回答しており、協働に関して苦手意識がみられた。目指す資格については、試験合格が必要な資格への合格率が極端に低いため、講義外でのフォローのあり方について検討する必要がある。社会人基礎力等の基礎知識・基礎技能については、挨拶やマナーについては自信を持って取り組んでいるようだが、集団行動への苦手意識が顕著に出ていた。また、獲得状況が低かった「釧路地域の特徴や課題」、「地域課題の解決・改善方法を主体的に考え説明できる」については1年時終了段階で半数以上が「できる・まあまあできる」と回答していた。これらの力を獲得する科目は2年後期まで続くことから、卒業までに獲得が見込まれる。

行動計画第3項（両専攻の就職に有利な資格の情報収集、可能性検討、現行の資格認定の要否検討）については、概ね計画通り実施できた。

生活科学科生活科学専攻では、観光庁の指定する「観光立国ショーケース」に釧路市が選定されて以来、観光業を基幹産業にすべく取り組んでいることに着目し、全国大学実務教育協会が認定する観光実務士資格課程開設に向け、開講科目の整理等を行い当該資格の課程認定申請をし、令和2（2020）年度入学生からスタートすることとなった。この資格取得を目指して学修することにより、観光に関する幅広い教養と豊かな人間性が身につく、観光関連業界で必要とされる能力・スキルが身につく、将来さらなるスペシャリストとして学びを継続する力を養う、観光業務で活かせる知識と実務能力が身につくなど就職に有利な効果が期待できる。これまで展開してきた地域にかかわる科目をベースに観光の内容

を加えた「地域と観光」のほか「観光総論」、「観光実務」等の科目を新設した。これらの科目において観光の概念、観光と社会、観光産業と観光者の関係についての知識、観光関連ビジネスの基礎・専門知識、観光実務の総合的実践力等を養い、さらに観光立国ショーケースの実現に向けた釧路市の具体的施策について学び、釧路のまちづくりに貢献できる観光のスペシャリスト養成を目指す。

食物栄養専攻では現在、栄養士のほかに「フードスペシャリスト」資格を付与しているが、これまで本資格を活かせる求人が皆無に等しいことに加え、本学での就職実績がほとんどないことからこの資格を廃止する意向を固め、これに代わる就職に有利な食・健康関連資格の情報収集を行い本学での導入の可能性を検討しているところである。

行動計画第4項（食物栄養専攻のカリキュラムの今後の方向を検討、学修成果自己評価の効果からカリキュラム検討の基礎資料作成）については、新しい栄養士モデル・コア・カリキュラム内容の理解を深める、学修成果自己評価の効果を集計・分析しカリキュラム検討の基礎資料を作成するという行動計画は予定通り実施できた。しかし新しい栄養士モデル・コア・カリキュラムと現行カリキュラムとの相違点抽出は一部の科目に留まり次年度へ持ち越しとなった。

令和元（2019）年度は複数の専攻教員が全国栄養士養成施設協会等の研修会に参加し、新しい栄養士モデル・コア・カリキュラム内容の理解を深め、学内においてその情報を共有した。本学の栄養士養成カリキュラム再編に先立ち、専任教員担当科目においては、新しいコア・カリキュラムとの相違点を確認、整理し授業を進めたが一部の科目に留まり、カリキュラム再編に必要な情報整理までには至らなかった。令和2～3（2020～2021）年度にかけて本格的作業に取り掛かる予定である。

学修成果自己評価シートの内容は、各期の栄養士免許必修科目のうち講義科目につき、前年度の栄養士実力試験問題を用いた達成度試験を実施して正解率を記入、20程度の項目にまとめた実験・実習に係るスキルの習得状況の自己評価、社会変化に対応するための力（情報収集力・問題解決力に係る4項目）の習得状況のチェック、人々の健康生活に係わる職業人として信頼関係を構築し、地域に貢献する力（コミュニケーション力、集団行動力、社会人基礎力などに係る19項目）の習得状況のチェックからなり、専門的知識・スキルに加えて、社会人・職業人として生きる力・地域に貢献する力の習得状況もチェックできる仕組みになっている。

カリキュラム検討の基礎資料を得るため、学修成果自己評価シートを集計・分析した結果、令和元（2019）年度入学生の1年後期終了後の評価は、包丁の扱い、栄養価計算と比率計算について半数近くが十分習得できていない評価であったが、他の項目においては概ね肯定的な評価であった。社会変化に対応した職業人として地域に貢献する力は、新聞を読む習慣、食・医療・福祉などの問題点と解決に向けた自身の考えを述べるという情報収集力、問題解決力について低い評価が7割以上、会話表現の習得が不十分な者が半数以上を占めた。一方、平成30（2018）年度入学生の2年後期終了後の評価では実験・実習のスキルは概ね肯定的な評価であったが、社会変化に対応するための力（情報収集力・問題解決力）を測定する項目の一つである新聞を読む習慣については身につけていない者が4割を占めていた。人々の健康生活に係わる職業人として信頼関係を構築し、地域に貢献する力については、概ね肯定的な評価であり、個人差はあるものの多くの学生が各チェック項

目において向上がみられていることから教育目標が概ね達成できていることが示唆された。
なお、令和 2（2020）年度以降の改善に向けての計画は「課題」欄に記す。

I・B-1-2 幼児教育学科

本学幼児教育学科は、教育目的(教育研究上の目的)を次のように定め、公表している。

〔(教育) 目的〕

幼児教育学科

次世代を担う子どもの心身の健全な育成をはかるため、専門的な知識や技術の学びを通して、豊かな人間性と感性を持った保育者の養成を目指すと共に、地域社会における子どもの生活環境や生活文化の向上に努めようとする態度及び実践的能力を養うことを目的とする。

これは、子どもたちや地域社会への「愛と奉仕」（建学の精神）の働きを実現するために必要な「人間性と感性」を持ち、この精神を実現するための「態度」と「実践的能力を養う」ことを意図して設定された教育目的である。

また、教育研究上の目的をより具体的に示すために、教育目標を次のように定めている。

〔教育目標〕

幼児教育学科

- 1.適切に自己を表現しながら、他者の自己表現にも共感できるような感性をとぎすますこと
- 2.視野を広め、他者の幸福のために力を尽くす情熱と知性を高めること
- 3.適性と能力に応じて、幼児教育や福祉の基本的な知識や技術を身につけること

これら及び学修成果の設定について、地域・社会の要請に込えているかを判断するため、令和元（2019）年度に向けて、次の改善計画を策定した。

・改善計画

- 1.幼児教育学科の（教育）目的及び教育目標について、学修成果の獲得状況、卒業時の就職状況やその後の就業状況などを踏まえて、目的・目標の妥当性及び現実的意義を定期的（2年に一度以上）に見直し、必要に応じて改訂を検討・提案する。
- 2.幼児教育学科の学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針、入学者受け入れの方針について、教育目的及び教育目標とともに定期的に（2年に一度以上）見直し、必要に応じて改訂を検討・提案する。
- 3.幼児教育学科では、保育現場や他養成校と行う保育者養成の諸課題についての協議・懇談について、今後も、釧路市私立幼稚園連合会や釧路市内の保育者養成校と連絡を取り、継続して設定できるように働きかける。
- 4.幼児教育学科では、「履修カルテ」に加える大学としての評価方法について、新教職課程を考慮して検討する。
- 5.幼児教育学科の「履修カルテ」で、過去の自己評価が低かった設問・指標を検討する。

この改善計画を実現するための行動計画は次のとおりである。

・行動計画

1. 幼児教育学科では、修正した改訂版「履修カルテ」の2年次における使用状況を確

認し、いわゆる 3 つの方針及び（教育）目的・教育目標に影響を及ぼすものがあれば、見直す。

2. 幼児教育学科では、保育現場との協議・懇談の機会を、新年度にも設ける。

3. 幼児教育学科では、「履修カルテ」（改訂版）の使い勝手の良し悪しを確認して、全体的な掌握の方法について必要な修正を行う。

この行動計画の実行状況について自己点検・評価を行う。

行動計画第 1 項については、新たな教職課程が第 1 学年から始まった関係上、過去の学年との比較対象は次年度前期終了以降とし、「履修カルテ」自体は見直さず、継続した。ただし、「履修カルテ」との関係ではないが、「入学者受け入れの方針」の「4」の文言を、生活科学科の両専攻とあわせて、「学習」歴→「学修」歴へと変更した。

行動計画第 2 項については、釧路市の保育関係者との懇談を過去 2 回、隔年で行ってきたことに加え、幼稚園関係団体との懇談を希望していたが、学科での新課程への対応等、先方の役員体制の変更、仲介していただいていた先方の役員の転出等の事情で開催には至らなかった。双方が落ち着いてから改めての依頼を目指したい。

行動計画第 3 項については、保育現場での実践記録や提出物、実習報告会の報告等、適宜、学生グループ担当教員が内容の確認を行った。ただし、年度末の新型コロナウイルス感染症対策で卒業式、登校日がなくなった関係で、最終段階のものの回収は郵送に依った。その結果、「履修カルテ」はほぼ回収できたが、「履修カルテ」に綴じ込むことを指示していた学修内容の到達度を図る、カリキュラムマップにも対応した「自己評価シート B-3」は約半数の回収にとどまった。

〔区分 基準 I-B-2 学習成果（Student Learning Outcomes）を定めている。〕

<区分 基準 I-B-2 の現状と改善の取り組み>

I-B-2-1 生活科学科（生活科学専攻・食物栄養専攻）

生活科学科両専攻の学修成果は、学位授与の方針に示された諸能力であり、この方針は教育目的、目標に基づき定めている。

生活科学専攻の教育目的は、家庭・地域・職業等生活全般を理解・改善するための幅広い知識・技能を修得し地域社会の創造に係わることができる人間性豊かな人材の養成である。教育目標は、幅広い教養・職業的技能と実践的コミュニケーション力を有する専門的職業人の養成、地域を知り、地域を愛し、地域と係わることのできる規律ある人格の養成である。これに基づき定めた学修成果は①家庭・地域・職業等生活全般を理解・改善するための知識と技能を身につけること、②地域社会の現状と課題に関する知見、地域社会を活性化・改善・創造する知見と意思を育むこと、③職業人として地域社会に貢献するために要するビジネスマナーと常識、実務知識・技能、コミュニケーション力、社会人基礎力を身につけることである。

食物栄養専攻の教育目的は、ライフステージに対応した健康な生活を創造できる食と栄養の知識・技能を有し地域社会に貢献できる人間性豊かな人材の養成である。教育目標は、確かな専門的知識と技術を有し、地域社会に貢献できる栄養士の養成、ヒトの健康の保持増進に寄与できる食のスペシャリストの養成である。これに基づき定めた学修成果は①健康、人体、食品、栄養分野の専門知識と技能を身に付ける、②社会変化に対応するための

情報収集力、問題解決力を養う、③人々の健康生活に係わる職業人として信頼関係を構築するためのコミュニケーション力、集団行動力、社会人基礎力など地域社会に貢献する力を身につけることである。

このように両専攻ともに教育目的・目標に基づいた内容としている。

I-B-2-2 幼児教育学科

幼児教育学科の学修成果は、建学の精神に基づいた学科の学位授与の方針（DP）「1. 広い幼児教育・保育の知識と技能をもつ。2. 保育者に相応しい豊かな人間性と感性をもつ。3. 子どもの生活環境や生活文化を向上する姿勢をもつ」により大きく方向づけられている。そして、この方針は本学の教育目的、目標に基づいたものである。また、新課程に向けて作成したカリキュラムマップでは、履修カルテの「自己評価シート B-3」（以下、シート B-3）の大きな 7 項目を、期待される「学習成果」とし、上記 DP の第 1・第 2 項目を「保育職の意義についての理解」、「幼稚園や保育所における保育についての理解」、「子ども（幼児）についての理解、コミュニケーション力」、「保育方法・保育課程・クラスづくりに関する基礎的な知識・技能」の 4 項目に、第 3 項目を「保育職における他者との連携・協力」、「5 領域の保育実践・教育実践」、「保育職に向けての課題探求」に対応するものと定めた。

平成 30（2018）年度入学者（令和 2（2020）年 3 月卒業生）の卒業時のシート B-3 による数値は、次の通りであった。ただし、シート B-3 は各学生が「履修カルテ」関係ファイルに綴じて各自が保管しており、卒業前に最終記入を行って回収することになっていたが、今回はコロナ禍で卒業式自体も中止となったため、行動計画第 1 項について、3 つの方針及び目的・教育目標に影響を及ぼすものはないと判断し、これらを継続している。

シート B-3 の集約結果であるが、「保育者に必要な資質能力についての自己評価」の平成 29（2017）年度入学者（平成 31（2019）年 3 月卒業）の結果（低い方から 1～3、記載なしの場合、母数から除いて平均値を求めた）を見ると、2.5 を超えた項目が、全 27 項目中 8 項目、2.3 に満たなかった 7 項目があり、これらを次の表で示した。

保育者に必要な資質能力についての自己評価（自己評価シート B-3）

上位 8 項目	下位 7 項目
他者の意見やアドバイスに耳を傾け、理解や協力を得て課題に取り組むことができる 2.65	教材を分析することができる 2.15
障がい児保育、特別支援教育、いじめ、不登校などの新たな課題に関心を持ち、自分なりに意見を持つことができる 2.65	クラス経営・クラスづくりについての基礎的な知識を習得している 2.19
協働して保育活動を企画・運営・展開することができる 2.58	保育や教育に関する歴史・思想についての基礎的な知識を習得している 2.21
子どもに対する責務や保護者や地域との関係の重要性についての理解 2.56	保育や教育の理念や本質についての基礎理論や知識を習得している 2.21
社会人として必要な基本的な態度やマナーなどが身についた 2.56	教材や教具（情報教育機器含む）についての基礎的な知識を習得している 2.25
子どもとのコミュニケーション力が身についた 2.54	教材研究を活かした保育実践を構想できる 2.27
集団において、率先して自らの役割を見つけた、与えられた役割をきちんとこなすことができる 2.54	幼稚園教育要領や保育所保育指針の内容を理解している 2.29
保育職に向けての自己の課題を認識し、その解決にむけて学び続ける姿勢を持っている 2.53	

子どもたちと触れ合う機会、1 年次前期の保育観察、後期の保育現場体験をはじめと

し、早くからその機会を意識して作っていることや、後期に近年実施している KJC ランド（こどものあそびの日）のイベント等が、子どもとのコミュニケーション、協働での取り組みなどへの自信に一定の功を奏していよう。反対に、相変わらず、歴史・社会・法制度的分野、クラス経営、教具・教材研究・教材分析分野は身についたという感覚が弱い。授業内容のさらなる改善が望まれる。

〔区分 基準 I-B-3 卒業認定・学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針、入学者受入れの方針（三つの方針）を一体的に策定し、公表している。〕

<区分 基準 I-B-3 の現状と改善の取り組み>

本学の三つの方針は、平成 22（2010）年に定めたが、その後、平成 27（2015）年 2 月に三つの方針の関連性、全学科・専攻での項目内容を見直して、教育内容を全面改訂し、このときに一体性を意識した。さらに令和元（2019）年 12 月、生活科学科生活科学専攻で観光実務士資格を取得できる課程を加えるにあたり「教育課程編成・実施の方針」を改定（追加）した。この機会に、全学科・専攻の「教育課程編成・実施の方針」の文言を見直し、短期大学設置基準の表現に合わせて、「学習」を「学修」へと変更した。いずれも学科での検討を行い、教授会で審議し、組織的な議論を経て策定したものである。

いずれの学科・専攻も、日常的にこれら三つの方針を踏まえた教育活動を行っており、入学時に各学生に配付する「COLLEGE LIFE」に掲載し、オリエンテーションで説明するほか、本学 Web ページでも公開している（本学 Web ページ>釧路短期大学 情報公開>修学上の情報－教育方針）。

<テーマ 基準 I-B 教育の効果の課題>

（I-B-1）

（生活科学科）

- 1.生活科学科両専攻の（教育）目的及び教育目標について、定期的（2 年に一度以上）に見直し、必要に応じて改訂を検討・提案すること。
- 2.生活科学科両専攻の 3 つの方針を教育目的及び教育目標とともに定期的に（2 年に一度以上）見直し、必要に応じて改訂を検討・提案すること。
- 3.生活科学科生活科学専攻では、学習成果の再整理及び獲得度チェックの手法の点検を行うこと。
- 4.生活科学科食物栄養専攻は、カリキュラム再編に着手するとともに、学修成果自己評価及び自己評価シートの点検を行うこと。

（幼児教育学科）

- 1.幼児教育学科の（教育）目的及び教育目標について、定期的（2 年に一度以上）に見直し、必要に応じて改訂を検討・提案すること。
- 2.幼児教育学科の 3 つの方針を教育目的及び教育目標とともに定期的に（2 年に一度以上）見直し、必要に応じて改訂を検討・提案すること。
3. 幼児教育学科では、保育者養成の諸課題についての協議・懇談を継続して設定できるように働きかけること。
- 4.幼児教育学科では、「履修カルテ」に加える評価方法を検討すること。

(I-B-2)

- 1.生活科学科食物栄養専攻では、新しい資格課程の可能性及び現行資格認定の要否を検討すること。
- 2.幼児教育学科では「自己点検評価シート B-3」で数値が低かった評価項目を改善すること。

<テーマ 基準 I-B 教育の効果の特記事項>

とくになし

[テーマ 基準 I-C 内部質保証]

<区分 基準 I-C-1 の現状と改善の取り組み>

本学の自己点検・評価は「釧路短期大学自己点検評価委員会規則」に基づき、学長、ALO、各部署・委員会等の代表を中心とした自己点検評価委員会を組織している。

前回受審した平成 27 (2015) 年度第三者評価以降の自己点検・評価活動の内容等は、平成 27 (2015) 年度 (平成 28 年 9 月発行)、平成 28 (2016) 年度 (平成 29 年 12 月発行)、平成 29・30 (2017・2018) 年度 (令和 2 年 3 月発行) の自己点検・評価報告書にまとめて本学 Web ページで公開している (本学 Web ページ>その他の情報-自己点検評価報告書)。法人事務局については報告書に含めていないが、理事会・評議員会、所属長会議の構成員である学長から直近の教授会において、経営改善計画等の進展状況、財政状況、各部門での取組につき、具体的な資料を通して、定期的な報告を受けている (学校法人緑ヶ岡学園 Web ページ <http://www.midorigaoka.ac.jp/houjin/> [以下、学園 Web ページ] >情報公開)。

全専任教職員は各学科・専攻に属し、指定職以外の委員は学長の任命によって教務・入試・就職・学生等いずれか、あるいは複数の委員会に属し、それぞれで自己点検・評価活動に関わっている (釧路短期大学委員会設置規程)。

本学の自己点検・評価活動に係る関係者からの意見聴取として、入試委員が高等学校へ出向く折に本学の学生募集に関する意見を伺い、就職委員会では毎年ではないが卒業生調査を行うなどの取り組みを行っている。また、学科・専攻の場合、生活科学科では、観光関係の新たな資格課程開設 (生活科学専攻) にあたり、関係分野・関係業種の専門家から意見をいただきながら、立案を行った。幼児教育学科では、保育関係団体から隔年で幼児教育学科に対する実習生や卒業生に関わる意見聴取をすることになっているが、令和元 (2019) 年は該当年ではなかった。

生活科学科生活科学専攻での新たな資格課程開設に関わっては、関係団体からの情報提供、関係専門家の講師依頼の関係でこの成果が十分に生かされている。

[区分 基準 I-C-2 教育の質を保証している。]

<区分 基準 I-C-2 の現状と改善の取り組み>

学修成果査定 (測定・評価) は、本学では DP、CP、AP を踏まえ、機関レベル、教育課程レベル、科目レベルの 3 段階で、入学時から卒業時まで多面的に行っている。

機関レベルでは、①学位授与数、②修業年限（2 年）での卒業率、③成績分布・単位修得状況、④GPA、⑤就職率、⑥進路決定率、⑦免許・資格を活かした専門領域への就職率、⑧地元就職率、⑨退学率、⑩各種学生アンケート・調査、⑪学生による学修成果の自己評価等があり、教育課程レベル（学科・専攻）では、(1)各学科・専攻の卒業要件の達成状況、(2)成績分布・単位修得状況、(3)学外実習評価状況、(4)免許・資格取得状況、(5)免許・資格取得試験合格状況、(6)外部テスト、(7)就職率、(8)進路決定率、(9)免許・資格を活かした専門領域への就職率、(10)学生による学修成果の自己評価等があり、科目レベル（各授業科目）では、Ⅰ）シラバスに示す各授業科目の到達目標に対する評価、Ⅱ）学生による授業評価アンケート、Ⅲ）単位修得・分布状況、Ⅳ）免許資格取得状況等により測定・評価している（釧路短期大学アセスメント・ポリシー [本学 Web ページ>釧路短期大学 情報公開>修学上の情報]）。

査定の手法は一定の方法での経年比較が可能なため、頻繁には変更すべきではないが、令和 3(2021)年度までにはこの間の指標による評価の総合的な検討を行う必要があるだろう。

具体的な査定方法として、以下を挙げる。

1) 生活科学科では「学修成果・自己評価シート」で、幼児教育学科では「自己評価シート B-3」の段階的な観点で、学修成果の状況を確認している。なお、両学科・専攻とも、学期ごとの GPA ポイントの状況を確認している。毎年、必ずしも同じ授業とはならないために単純な比較はできないが、生活科学専攻と幼児教育学科では、1 年前期の GPA ポイントは高いがその後 1 年後期に低くなり、2 年後期に回復しており、学修面での努力が見られる。食物栄養専攻では、1 年前期は低い、全体として学期が進むと GPA ポイントは上昇する傾向がうかがわれる。

ただし、一部学生の授業欠席が目立ち、成績が急落し、休学・退学となるケースもある。クラスアドバイザー（両学科・専攻）や学生グループ担当（幼児教育学科）、また教務・学生課職員や学生相談担当教員、外部カウンセラーなどが連携を取り、該当学生のケア、相談、支援のため尽力してはいるが、必ずしも、学業継続となるわけではなく、そのような学生への相談・支援に課題が残っている。

2) また、各期の試験前に各科目の「授業アンケート」を実施している（受講学生 10 名以上は必須）。学生が学修に取り組んだ状況、担当教員の教授内容・教授方法、授業の意義などに関する項目に無記名で評価するもので、自由記述欄も設けている。

さらに、かねてより前期末（8 月上旬）に実施してきた「学修活動アンケート」（2019 年度）の結果をみると、「1 日のうち予習・復習、宿題に費やした時間」の「普段」では平成 25(2013) 年調査に次いで低く、平均で 1 時間程度であったことが判明した。特に、幼児教育学科学生の平均は 1 時間を下回った。当該学科 2 年のみアルバイトに費やす時間が他に比べ高いことも関係していると思われる（本学 Web ページ>釧路短期大学 情報公開>その他の情報公開>授業アンケートと学修活動時間アンケート）。

本学の教育活動に関係する法令等の変更情報は、文部科学省等から送付（電子メールを含む）されてくる通知等を学長が確認した後、両学科長、ALO、関係委員長に回覧し、保存され、必要により複写あるいは電子データ化して共有したうえで必要な対応をとり、法令を遵守している。

なお、令和元（2019）年度以降にむけて、次の改善計画を立てていた。

・改善計画

- 1.授業評価を継続し、授業計画及び授業方法の改善に一層努める。
- 2.特別演習(ゼミナール)について調査を行い、改善の要否を検討する。
- 3.学生の質問等を積極的に受け付ける時間としてのオフィスアワーの有効な利用法を検討する。
- 4.CAP・GPA の効果などについて、整理し、今後の検討に資する。
- 5.多様な履修方法について検討を始める。
- 6.一般教養科目の再設定、特色ある学科共通科目、例えばビジネス実務科目の編成・内容の見直しや、幼児教育学科の文科省再課程認定、厚労省の保育課程認定も終え、さらにより深い学びになるように科目の新設や見直しも始まり、今後継続して検討していきたい。

この改善計画に基づいて、次の行動計画を立てた。

・行動計画

- 1.令和元（2019）年度前後期も学生による授業評価（アンケート）を実施し、その結果を分析し、FD・SD 研修等において教職員全体で共有し、授業の更なる改善に努める。
- 2.令和元（2019）年度に特別演習（ゼミナール）について平成 28 年の調査を基に再調査を実施する。
- 3.令和元（2019）年度にオフィスアワーの利用状況について実態を把握する調査を行い、オフィスアワーの効果的利用について検討する。また、平成 28 年度から始まったピアサポート制度とも合わせて、学生の学修成果獲得に向けた意欲の向上にむけた活動を進める。
- 4.CAP・GPA の効果などについて、整理し、今後の検討に資する。
- 5.放送大学開講科目の履修や多様な履修方法についてさらに検討する。
- 6.一般教養科目の再設定、特色ある学科共通科目、例えばビジネス実務科目の編成・内容の見直しや、幼児教育学科の文科省再課程認定、厚労省の保育課程認定も終え、さらにより深い学びになるように科目の新設や見直しも始まり、今後継続して検討していきたい。

行動計画 1 について、これまでどおり授業評価を実施した。結果は、令和元（2019）年前期及び後期の授業アンケートの集計結果は本学 Web ページで公開している（本学 Web ページ＞釧路短期大学 情報公開＞その他の情報公開＞授業アンケートと学修活動時間アンケート）。

行動計画 2 のゼミナールに関する再調査については、2 月後半以降のコロナ禍で十分な対応ができなかった。

行動計画 3 のオフィスアワーの効果的利用促進について、利用学生はそのタイミングを待つことなく各教員の在室時に利用しており、教員の都合の良い時間帯と学生が訪問しやすい時間帯とが必ずしもマッチしていない現状は変わらない。

行動計画 4 について、CAP で定める限度を超える事例はなかった。GPA については、本学が定めた値（1.5）を下回った学生には、学修上の改善を求めるためにクラスアドバイザーやグループ担当が指導を行うこととしている。このほか、奨学生の継続可否基準、求

人への応募の際の学長推薦基準としても用いている。この年度には特に問題になることはなかったが、今後、大学等修学支援新制度の授業料減免に大きく関わることになるため、学業成績等に課題のある学生に対して警告や積極的支援等の働きかけが必要であろう。

行動計画 5 及び 6 については、次年度に予定している教養改革に関連して、その扱いについて再検討したい。

<テーマ 基準 I -C 内部質保証の課題>

- 1.学修査定方法の検討
- 2.社会人基礎力あるいはジェネリックスキルの可視化

[テーマ 基準 I -C 内部質保証の特記事項]

とくになし

<基準 I 建学の精神と教育の効果の改善計画>

今回の自己点検・評価の課題についての改善計画

(I-A-1)

- 1.建学の精神等に関する認知度・理解度調査の実施と分析（令和 2（2020）年度～令和 3（2021）年度）

長く検討のみを続けてきた建学の精神等に関する認知度・理解度の調査（卒業予定学生対象）を令和 2（2020）年度末に実施する。令和 3（2021）年度はじめまでに結果分析によって点検・評価を行い、改善に資する。

- 2 建学の精神に基づく諸方針及び教育課程編成等の論理関連性の PDCA による点検（令和 2（2020）年度～）

今度とも、特に教育課程の変更等の際に、建学の精神→教育理念→教育目的・目標→学位授与の方針及び獲得すべき学修成果→教育課程の編成・実施→入学者受け入れの方針という論理的関連性をより明らかに示し、PDCA により必要な改革・改善を進めたい。

(I-A-2)

1. 生涯教育担当事務職員の業務規程の改定を検討する

これまで担当事務職員のプログラム開発力を高め、管理監督の実務者養成に時間、経費、機会を配してきた。次年度においては「生涯教育センター規程」を改定し、「業務の規定変更」及び「庶務担当」セクションを改めることを検討し、令和 2（2020）年度内に運営委員会を開催、議決を得て教授会に審議を依頼する。

2. 社会貢献の枠組みを実現するための改善を進める・

- 1) 地域包括連携協定締結団体と本学との間で定期協議を重ね、協定の円滑な維持・運用をめざす。

・地域包括連携協定の趣旨をうけ、地域経営者団体と提携しリカレント講座を実施するほか、釧路市市街地発祥地で活動する団体の出版事業を、内容面でも経費面でも支援する。

- 2) 附属図書館の『読む』こと、『書く』こと支援の機能補完を通じ、生涯教育センターの受容基盤を拡充する。

- ・附属図書館の『読む』こと、『書く』こと支援」コーナーを補完する設備として生涯教育センター会議室を機能させる。その実績はマスメディア、印刷会社、自治体にも波及させる。
 - ・生涯教育センターの講座受講者から、「自らの生涯学習」を伝える伝統を提示する。
- 3) 地域・社会貢献の深化に対応するため、持続的にして機動的な運営システムを配置する。
- ・「地域共創型プロジェクト」(平成 21 (2009) 年 生涯教育センター所管)は令和元 (2019) 年 9 月 30 日に廃止した。同日付で「地域連携推進プログラム」へと移行し、今後は当該計画で運用する。

(I・B-1)

(生活科学科)

- 1.生活科学科両専攻の(教育)目的及び教育目標について、学修成果の獲得状況、卒業時の就職状況やその後の就業状況などを踏まえて、目的・目標の妥当性及び現実的意義を定期的(2年に一度以上)に見直し、必要に応じて改訂を検討・提案する。令和2(2020)年度中にも点検を行い、その結果を学長及び教授会に報告する。
- 2.生活科学科両専攻の学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針、入学者受け入れの方針について、教育目的及び教育目標とともに定期的に(2年に一度以上)見直し、必要に応じて改訂を検討・提案する。
- 3.生活科学科生活科学専攻では、学修成果の再整理及び令和2年度から実施した新教育課程編成について学習成果・自己評価チェックシート記入内容から獲得状況を確認し、問題点を抽出する。
- 4.生活科学科食物栄養専攻は、令和2年度から新しい栄養士モデル・コア・カリキュラム内容と現行のカリキュラムとの相違点を抽出し、カリキュラム再編に着手し、令和2年度改訂版の学修成果自己評価シートの点検を行う。

(幼児教育学科)

1. 幼児教育学科の(教育)目的及び教育目標について、学修成果の獲得状況、卒業時の就職状況やその後の就業状況などを踏まえて、目的・目標の妥当性及び現実的意義を定期的(2年に一度以上)に見直し、必要に応じて改訂を検討・提案する。
2. 幼児教育学科の学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針、入学者受け入れの方針について、教育目的及び教育目標とともに定期的に(2年に一度以上)見直し、必要に応じて改訂を検討・提案する。とくに、修正した改訂版「履修カルテ」の2年次における使用状況を確認し、いわゆる3つの方針及び(教育)目的・教育目標に影響を及ぼすものがあれば、見直す。令和2(2020)年度にも保育現場との協議・懇談の機会を設ける。
3. 幼児教育学科では、保育現場や他養成校と行う保育者養成の諸課題についての協議・懇談について、今後も、釧路市私立幼稚園連合会や釧路市内の保育者養成校と連絡を取り、継続して設定できるように働きかける。
4. 幼児教育学科では、「履修カルテ」に加える大学としての評価方法について、新教職課程を考慮して検討する。また、「履修カルテ」で、過去の自己評価が低かった設問・指標を検討する。さらに「履修カルテ」(改訂版)の使い勝手の良し悪しを確認して、

全体的な掌握の方法について必要な修正を行う。

(I・B・2)

(生活科学科)

- 1.生活科学科食物栄養専攻では、時代が求める就職に有利な資格について情報収集をすすめ、課程認定の可能性を検討するとともに現行の資格認定の要否についても検討する。

(幼児教育学科)

- 1.「自己点検評価シート B-3」で数値が低かった評価項目を改善する。

当該数値が 2.3 に満たなかった 7 項目より、歴史・社会・法制度的分野、クラス経営、教具・教材研究・教材分析分野は身についたという感覚が弱い。授業内容のさらなる改善が必要である。

(I・C)

- 1.学修成果査定方法を検討する。

令和 3 (2021) 年度までには、この間の指標による評価の総合的な検討を行う。

- 2.社会人基礎力あるいはジェネリックスキルの可視化を進める。

令和元 (2019) 年度 9 月 FD・SD 研修会の準備時期から、教養教育の改革とあわせて、社会人基礎力あるいはジェネリックスキルの可視化について、検討を始めた。令和 2 (2020) 年度に、民間企業作成の学生の成長支援・成長測定に関するテストを試行し、検討を進めたい。

【基準Ⅱ 教育課程と学生支援】

[テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程]

[区分 基準Ⅱ-A-1 学科・専攻課程ごとの卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）を明確に示している。]

<区分 基準Ⅱ-A-1 の現状と改善の取り組み>

本学学科・専攻の「学位授与の方針」（卒業認定規程を含む）は、それぞれの学修成果（学科・専攻のカリキュラムマップに明示：本学 Web ページ＞釧路短期大学 情報公開＞修学上の情報＞教育上の目的に応じ学生が修得すべき知識及び能力、履修モデル＞（学科・専攻別）履修モデル）に対応して作成し公表するとともに（本学 Web ページ＞釧路短期大学 情報公開＞修学上の情報＞教育に係る 3 つの方針（学位授与、教育課程の編成・実施、入学者受け入れ））、入学した学生にも明示している。以下にこれを示す。

○ 学位授与の方針

<生活科学科生活科学専攻>

生活科学科生活科学専攻に 2 年以上在学し、本学の建学の精神及び教育理念を理解し、本学学則第 16 条に定める単位を修得することで、本専攻の教育目的及び教育目標を達成し以下に掲げる知識・技能・資質等を習得した者に対して、短期大学士（生活科学）の学位を授与する。

- 1.家庭・地域・職業等生活全般を理解・改善するための知識と技能
- 2.地域社会の現状と課題に関する知見・地域社会を活性化・改善・想像する知見と意思
- 3.職業人として地域社会に貢献するために要するビジネスマナーと常識、実務知識・技能、コミュニケーション力、社会人基礎力

<生活科学科食物栄養専攻>

生活科学科食物栄養専攻に 2 年以上在学し、本学の建学の精神及び教育理念を理解し、本学学則第 16 条に定める単位を修得することで本専攻の教育目的及び教育目標を達成し、以下に掲げる知識・技能・資質等を習得した者に対して、短期大学士（食物栄養）の学位を授与する。

- 1.健康、人体、食品、栄養分野の専門知識と技能
- 2.社会変化に対応するための情報収集力、問題解決力
- 3.人々の健康生活に係わる職業人として信頼関係を構築するためのコミュニケーション力、集団行動力、社会人基礎力など地域社会に貢献する力

<幼児教育学科>

幼児教育学科に 2 年以上在学し、本学の建学の精神及び教育理念を理解し、本学学則第 16 条に定める単位を修得することで、本学科の教育目的及び教育目標を達成し、以下に掲げる知識・技能・資質等を習得した者に対して、短期大学士（幼児教育）の学位を授与する。

- 1.広い幼児教育・保育の知識と技能をもつ
- 2.保育者に相応しい豊かな人間性と感性をもつ

3.子どもの生活環境や生活文化を向上する姿勢をもつ

学科・専攻の学位授与の方針は、学則に定める卒業の要件（第16条）及び成績評価基準等を定めた単位認定試験規程、資格取得要件（第19条及び別表第3）に基づき作成され、それらを示すものになっている。これらの要件を満たす者は、学位授与の方針に掲げる知識・技能・資質等の3項目を習得した者でもあり、学則第16条及び学位規程に則り短期大学士の学位を授与している。

学位授与の方針に基づき卒業を認定された本学の卒業生は、免許資格を要する専門的職業に限らず幅広い職業で活躍し、地域社会から高い評価を頂いてきていることなどから、本学の学位授与の方針は社会的に通用していると考えられる。

以下に、学科ごとに設定した改善計画、これに基づく行動計画とその状況を示す。

・生活科学学科

・改善計画

1. 平成27（2015）年度からの「学位授与の方針」につき、定期的に点検する。

・行動計画

1. 平成27（2015）年度からの「学位授与の方針」につき、令和元（2019）年度に点検する。

毎年、カリキュラライフ及びシラバスを作成する時期に、3つの方針について専攻毎に点検、協議し、見直しが必要な場合は学科会議に変更案を提案することになっている。令和元（2019）年度に「学位授与の方針」の定期的点検を行った結果、令和2（2020）年度も現行の方針で進めることとなった。

両専攻ともに学修成果に示される諸能力と一致し、卒業及び資格取得要件を明確に示したものであり、社会的通用性のある内容である。

・幼児教育学科

・改善計画

1. 幼児教育学科の（教育）目的及び教育目標について、学修成果の獲得状況、卒業時の就職状況やその後の就業状況などを踏まえて、目的・目標の妥当性及び現実的意義を定期的（2年に一度以上）に見直し、必要に応じて改訂を検討・提案する。

・行動計画

1. 幼児教育学科では、修正した改訂版「履修カルテ」の2年次における使用状況を確認し、いわゆる3つの方針及び（教育）目的・教育目標に影響を及ぼすものがあれば、見直す。

幼児教育学科では、教職課程が一新されたことを契機に、学科の専門科目についてのカリキュラムマップを令和元（2019）年9月末までに改訂した。学修成果や自己評価シート（B-3）の7つの「必要な資質能力の指標」との対応を明確に示すことができるようになった（釧路短期大学 履修カルテ＜自己評価シート B-3＞）。

行動計画1について、内容確認のための履修カルテ提出は、2月末以降の北海道独自の緊急事態宣言により学生が登校できず、郵送での返送を求めたが、返却されなかったケースも多かった。返却された分からは、その内容について、特に変更を必要とするものはなかった。なお、幼児教育学科の令和元（2019）年度入学生から新課程となり、次の学年の成績が出るまで比較対象ができないため、現時点で、教育目的・目標の再考はしていない。

幼児教育学科の学位授与の方針は、それぞれの「学習成果」に示した7項目の「必要な資質能力の指標」(＝1.保育職の意義についての理解、2.幼稚園や保育所における保育についての理解、3.子ども(幼児)についての理解。コミュニケーション力、4.保育職における他者との連携・協力。社会性・対人関係能力、5.保育方法・保育課程・クラス経営に関する基礎的な知識・技能、6.5領域の授業実践・教育実践、7.保育職に向けての課題探求)を整理した「学修内容」に対応している。

また、学位授与の方針は、学修成果・学修内容に示される諸能力と学位取得要件を明確に示したもので、社会的に通用性がある。

これらの方針は、保育者養成に関わる新課程への変更に際しても継続した。

[区分 基準Ⅱ-A-2 学科・専攻課程ごとの教育課程編成・実施の方針(カリキュラム・ポリシー)を明確に示している。]

<区分 基準Ⅱ-A-2の現状と改善の取り組み>

本学学科・専攻では、それぞれの学位授与の方針に対応する「教育課程編成・実施の方針」を作成し、学内外に公表・周知している(本学 Web ページ>釧路短期大学 情報公開>修学上の情報>教育に係る3つの方針(学位授与、教育課程の編成・実施、入学者受け入れ)。)。「教育課程編成・実施の方針」対応する本学の教育課程は、短期大学設置基準第5条に則って体系的に編成し、学科・専攻の学修成果(前掲:学科・専攻別カリキュラムマップ)に対応した授業科目を設置している。

以下に、学科・専攻の「教育課程編成・実施の方針」を示す。

○ 教育課程編成・実施の方針

<生活科学科生活科学専攻>

生活科学科生活科学専攻では、学位授与の方針の実現のために、以下に掲げる観点から教育課程を編成し実施する。

- 1.全学共通の一般教育科目を配置し、人間・社会・世界に係る理解を深めて専門的学修に向けた基礎知識を習得し、社会生活に有用な幅広い知識と視野を身につける
- 2.専門教育科目として、教養、地域、観光、ビジネス・職業的知識及び技能に係る科目を配置し、家庭生活・地域生活・職業生活に有用な知識・技能・資質を身につける
- 3.地域社会の活性化活動実践のための科目を設置し、社会性・集団行動力、考察力、分析力、発信力などの社会人基礎力を身につける
- 4.各科目の目的・目標に応じて、主に知識習得に向けた講義科目、主に技能や資質習得に向けた演習科目及び実習科目を配置し効果的な学修を進める
- 5.学修の成果の社会的通用性を示す諸資格取得に資する科目を配置し、専門的知識・技能を身につける

<生活科学科食物栄養専攻>

生活科学科食物栄養専攻では、学位授与の方針の実現のために、以下に掲げる観点から教育課程を編成し実施する。

- 1.全学共通の一般教育科目を配置し、人間・社会・世界に係る理解を深めて専門

学修に向けた基礎知識を習得し、社会生活に有用な幅広い知識と視野を身につける

2.専門教育科目は栄養士免許必修科目を中心に、フードスペシャリスト、社会福祉主事任用資格取得のための科目を配置し、確かな専門知識と技能を身につける

3.各科目の目的・目標に応じて、主に知識習得に向けた講義科目、技能や資質修得に向けた演習科目、実験科目及び実習科目を配置し効果的な学修を進める

4.演習科目、実験科目及び実習科目を通し、地域社会で求められる情報収集力、問題解決力、コミュニケーション力、集団行動力及び統率力を身につける

<幼児教育学科>

幼児教育学科では、学位授与の方針の実現のために、以下に掲げる観点から教育課程を編成し実施する。

1.全学共通の一般教育科目を配置し、人間・社会・世界に係る理解を深めて専門的学修に向けた基礎知識を習得し、社会生活に有用な幅広い知識と視野を身につける

2.専門教育科目として、保育者養成に必要な知識及び技能に係る科目を配置し、子育て、子育て支援及び職業生活に有用な幅広い知識と視野を身につける

3.各科目の目的・目標に応じて、主に知識習得に向けた講義科目、主に技能や資質習得に向けた演習科目及び実習科目を配置し効果的な学修を進める

4.近隣園と連携し、保育観察やグループ演習など、小グループが保育実践者から有形無形の学びを受ける実習指導を進める

令和元（2019）年度中に生活科学専攻で新たに観光実務士資格課程の設置が認められる運びとなったため、令和2（2020）年度より生活科学専攻の「教育課程編成・実施の方針」を一部変更し、「観光」を加えることとした。あわせて、短期大学設置基準で用いられている幅広い営みの中で身につける「学修」の意味を重視し、各学科・専攻の教育課程編成・実施方針における「学習」を「学修」に変更することとした。

単位の上限については、短期大学設置基準（第13条の2）で努力目標として定めるよう求められているが、本学では修得単位を各期30単位までとするCAP制を導入している。

成績評価についてもGPAを導入し、従来の優・良・可・不可の4段階から、より一般的に普及し、汎用性がある5段階S・A・B・C・Fによる評価に変更した。

成績評価は、短期大学設置基準及び本学の単位認定試験規程に則り、各科目のシラバスに掲載した「評価の方法・観点」に基づき、学修成果を判定している。

シラバスには必要な項目を示しているが、さらに次年度からは、学位授与の方針との関連を明記することとし、必要な作業を求めた。

また、関係省庁からの法制度の改正通知や栄養士、保育士関係の協議会、学内分掌による担当から関係情報が入り次第、規程・規則類の変更や新たな対応を行うよう努めている。

なお、本学では通信授業は行っていない。

以下に、各学科・専攻による改善に向けた取り組みの状況を示す。

- ・生活科学科
- ・改善計画

1. 平成 27（2015）年度からの「教育課程編成・実施の方針」について、定期的に点検する。

- ・行動計画

1. 平成 27（2015）年度からの「教育課程編成・実施の方針」について、令和元（2019）年度に点検する。

毎年、COLLEGE LIFE 及びシラバスを作成する時期に、3 つの方針について専攻毎に点検、協議し、見直しが必要な場合は学科会議に変更案を提案することになっている。令和元（2019）年度に「教育課程編成・実施の方針」の定期的点検を行った結果、生活科学専攻において令和 2（2020）年度入学生から観光実務士資格が取得できるようになることから、令和 2（2020）年度教育課程編成・実施の方針について「観光」の文言を加えるなど一部修正を加えることとした。食物栄養専攻においては教育課程編成に変更がなかったこともあり、令和 2（2020）年度も現行の内容で進めることとなった。

両専攻ともに教育課程編成・実施の方針は学位授与の方針に対応したものであり、カリキュラムマップ上に「学位授与の方針」で掲げる知識・技能・資質について、第一義的内容あるいは副次的内容の科目にマークを記し、整合性が確認できる様式にしている。

- ・幼児教育学科－令和元（2019）年度以降の改善にむけて－

- ・改善計画

1. 幼児教育学科の学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針、入学者受け入れの方針について、教育目的及び教育目標とともに定期的に（2 年に一度以上）見直し、必要に応じて改訂を検討・提案する。

- ・行動計画（再掲）

1. 幼児教育学科では、修正した改訂版「履修カルテ」の 2 年次における使用状況を確認し、いわゆる 3 つの方針及び（教育）目的・教育目標に影響を及ぼすものがあれば、見直す。

幼児教育学科の教育課程編成・実施の方針は、卒業認定・学位授与認定の方針に対応しており、その教育課程編成・実施の方針に基づき教育課程を設定している。学修成果との対応については、カリキュラムマップで明示した。

[区分 基準Ⅱ-A-3 教育課程は、短期大学設置基準にのっとり、幅広く深い教養を培うよう編成している。]

<区分 基準Ⅱ-A-3 の現状と改善の取り組み>

本学の一般教育科目（学科・専攻共通）は、教育目標を①この社会で生きていくために必要な一般的知識・教養を身につける、②学科・専攻での専門的学習に役立つ基礎知識・資質を獲得・形成する、③人と社会と人を取り巻く世界の現状と変化を見据えて、柔軟に学習・行動できる人材養成の基盤を提供する、としており、カリキュラムマップ上にこの教育目標の 3 項目について、第一義的内容あるいは副次的内容の科目にマークを記し、整合性を明確にしている。

これら一般教育科目の教育目標の内容は、各専攻の学位授与の方針で示した知識・技能・資質の内容が含まれているが、専門教育との関連が明確になるよう多少の整理が必要である。

本学では、一般教育（教養教育）を人文科学・社会科学・自然科学の各科目群とし、これに外国語と保健体育科目の科目群で構成される、かなり以前からのスタイルを継続してきた。それぞれの科目の範囲内での授業内容改善は行われてきたので、「旧態依然」が必ずしも悪いものとは考えてはおらず、実施体制も確立している。また、現在、3 学科・専攻の専門教育の枠との明確な関係を示さずに一般教育科目を設けているが、生活科学、食物栄養、幼児教育と専門は幅広く、各学科・専攻で異なる専門分野にかかわる基礎・入門を学修する科目を全学生共通に設置するわけにはいかず、「教養教育と専門教育との関連」をあまり強くすることも困難である。

しかし、専任教員の入れ替わりなども一つの契機として、旧来のあり方でよいのかなど、再考する機会が訪れている。

たとえば、新たな教員の専門性を活かし、本学が釧路という地方に所在していることがより魅力的なものとなるように、さらに、本学の新たな試みを地域にも示すことができるような授業科目見直しについて、学長の提起を受け、教務委員会で再考しつつある。

また、本学は従来から全学共通時間を設定して、社会人として生きていく基礎形成のための学びを積み重ねてきたが、その成果を何とか可視化できないかとの難題に取り組むため、教務委員及び関係者が集い、SD 研修会を企画し、大学教育等に係る事業を展開している民間企業から講師を招いて「学生の成長支援・成長測定について」の発題を受けた。その後、講師から紹介された学生の成長を支援し成長状況を測定する方法の活用を本格的に考える過程で、先の講師から「社会人として求められる汎用的な能力・態度・志向」につきさらなるアドバイスをいただいた。さらに令和元（2019）年 3 月には、学長より「教養教育見直しに向けた整理と試案」が示され、今後はこれらを基に議論を深めていくこととなる。

〔区分 基準Ⅱ-A-4 教育課程は、短期大学設置基準にのっとり、職業又は实际生活に必要な能力を育成するよう編成し、職業教育を実施している。〕

<区分 基準Ⅱ-A-4 の現状と改善の取り組み>

先に述べたように、本学の教養教育（主に一般教育科目として実施）は学科・専攻の専門教育と直接に連携するものと位置づけるよりも、この社会で生きるにあたって有益とみなす知識・技能・資質等を学ぶことを主眼としている。しかし、その学びは職業に向けた専門教育と分離されるものではなく、様々な、ときには想定外の事象に直面し、その対応のために専門的知識や技能のみならず多種多様な知見を要する場合などに、意義を持つものでもあるといえる。その意味で、教養教育は学科・専攻の専門教育とともに、職業教育の一要素だと見なしうる。

本学で直接に職業教育を担うのは各学科・専攻である。いずれの学科・専攻も職業に係る免許資格課程を開設し、特定の職業に向けた専門教育を実施している。これらの職業教育を担当する教員として一定の実務経験を有する実務家教員を多く配置し、理論と実践のバランスが取れた教育を展開している。

職業教育の効果は、免許資格取得人数・取得率、検定試験他外部試験の合格率・獲得点、学外実習に係る評価状況、専門領域就職状況などによって多面的に評価し、改善課題があれば取り組むようにしている。

さらに、就職活動を含めた職業への意識を高める、卒業後に社会人として生きるために必要とされる事項について、学科・専攻共通の「全学共通時間」（週 1 コマ）を設定して取り組んでいる。その内容は以下である。

まず、主に就職委員会が主導して行う履歴書の書き方、礼儀作法、就職体験談などのガイダンス・講演会がある。さらに、学科・専攻の専門を越えて「実際生活に必要な能力を育成する」観点からの、交通安全講話、消費生活講座、尊重し合う関係を築く（デート DV 防止について）、「もしもの場合の法律講座」などがある。これらの「時間」での学びは単位認定していないが、先に述べた今後の教養教育改革の過程で単位化する案も出ている。

次に、以下に、学科・専攻の職業教育に関する改善の取り組みについて述べる。

- ・生活科学科

- ・改善計画

- 1. 栄養士モデル・コア・カリキュラム改定による食物栄養専攻の教育課程の検討に伴い、「教育課程編成・実施の方針」等を必要に応じて見直す。

- ・行動計画

- 1. 栄養士モデル・コア・カリキュラム改定による食物栄養専攻の教育課程の検討に伴い、「教育課程編成・実施の方針」と整合性等をチェックし、必要に応じて見直しを提議する。

栄養士モデル・コア・カリキュラム改定に伴い本学の栄養士養成カリキュラム再編に向け、令和元（2019）年度は複数の専攻担当教員が全国栄養士養成施設協会等の研修会に参加し、新しい栄養士モデル・コア・カリキュラム内容の理解を深め、学内においてその情報を共有し、専任教員が担当する一部の科目においては、新しいコア・カリキュラムとの相違点を確認、整理し授業内容の見直しを図った。しかし、カリキュラム再編に必要な情報整理、整合性チェックまでには至らなかった。令和 2～3（2020～21）年度にかけて教育課程編成・実施の方針の再編に取り掛かる予定である。

- ・幼児教育学科

- ・改善計画

- 1. 幼児教育学科では、保育現場や他養成校と行う保育者養成の諸課題についての協議・懇談について、今後も、釧路市私立幼稚園連合会や釧路市内の保育者養成校と連絡を取り、継続して設定できるように働きかける。

- ・行動計画

- 1. 幼児教育学科では、保育現場との協議・懇談の機会を、新年度にも設ける。

行動計画に関し、釧路市の保育施設関係者との協議・懇談会は隔年で実施しており、平成 30（2018）年度（昨年度）に実施したため、今回は令和 2（2020）年度の予定だが、近年、公立保育所の民間移行が進んできたため、私立保育園連合会（市内 21 園所属）関係との協議・懇談会が持てないかを、実習依頼時の会合の席で発言、提起したが、特にその後の動きはなかった。次年度以降の課題としたい。

〔区分 基準Ⅱ-A-5 学科・専攻課程ごとの入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）を明確に示している。〕

<区分 基準Ⅱ-A-5 の現状と改善の取り組み>

まず、各学科・専攻の「入学者受け入れの方針」を以下に掲げる。

○ 入学者受け入れの方針

＜生活科学科生活科学専攻＞

生活科学科生活科学専攻では、本専攻の教育目的・教育目標及び学位授与の方針に基づき、次のような人物の入学を期待する。

- 1.本専攻の教育目的と教育目標を理解している
- 2.社会の動向や日常生活に関心をもち、理解・改善の意欲がある
- 3.地域社会の現状に関心をもち、その活性化などに係わる意思がある
- 4.仕事に係わる知識・技能、コミュニケーション力、社会人基礎力を身につけ、自立した職業人として地域社会に貢献する意欲がある（以下、「高等学校で注力し、成果を上げていることが望ましい事項」は略）

＜生活科学科食物栄養専攻＞

生活科学科食物栄養専攻では、本専攻の教育目的・教育目標及び学位授与の方針に基づき、次のような人物の入学を期待する。

- 1.健康、人体、食品、栄養分野を専門的に学ぶ事に意欲がある
- 2.周囲の人と協力、協調してものごとを遂行する
- 3.地域の人々の健康増進に学修成果を生かそうとする（以下、同前）

＜幼児教育学科＞

幼児教育学科では、本学科の教育目的・教育目標及び学位授与の方針に基づき、次のような人物の入学を期待する。

- 1.子どもや他者への関心をもち、健やかな生活を支える意志を有する人
- 2.他者の考えを理解し、自分の考えを適切に伝えることができる人
- 3.自らの努力や仲間との協同によって、課題に前向きに挑戦できる人
- 4.さまざまな学修歴や社会経験を活かし、保育者として人間性や能力・資質を高め続けることができる人（以下、同前）

上へ示したように、生活科学科両専攻・幼児教育学科ともに入学者受け入れの方針は学修成果に対応した内容となっている。

これらの入学者受け入れの方針は、入試委員会が作成する学生募集要項に明確に示している。

入学前の学習成果把握・評価について、本学では、高等学校において成果を上げていることが望ましい項目を入学者受け入れの方針で示している。それを以下に示す。

生活科学科生活科学専攻は、①国語、英語、社会、理科、情報、家庭、数学などの幅広い基礎学力の習得（とくに、日本語文章読解力および表現力を含む言語コミュニケーション力の習得）、②日常的に新聞を読むことや幅広い読書を通じて、人間と社会に関心をもつこと、③ビジネス実務に有用な外国語、簿記、情報処理等の資格取得、④ボランティア活動を含む地域社会での活動経験、以上の3項目である。

生活科学科食物栄養専攻は、①国語、理科、家庭、数学、社会、情報、英語などの基礎学力の習得（とくに、日本語文章読解力および表現力を含む言語コミュニケーション力の習得）、②校内外サークル、ボランティア活動などを通じてコミュニケーション力を高める、③健康、人体、食品、栄養分野に関心をもち、新聞や本をよく読む、④日ごろから調理に

親しむ、以上の4項目である。

幼児教育学科では、①国語、社会、音楽、図工、体育、家庭、情報、英語、数学、理科などの基礎学力の習得（とくに、日本語文章読解力および表現力を含む言語コミュニケーション力の習得）、②保育・福祉分野に関心を持ち、新聞や本をよく読む、③校内外の活動を通じて、多様な他者とのコミュニケーション力を高める、以上の3項目である。（本学 Web ページ＞釧路短期大学 情報公開＞修学上の情報＞教育に係る3つの方針(学位授与、教育課程の編成・実施、入学者受け入れ)）。

本学の入学者選抜方法は、入学者受け入れの方針が示す上記の諸事項を、入学願書記載事項、調査書、推薦書などの書類、小論文、面接を組み合わせで確認するものとしている（資 122）。入学者は多様な観点から選抜することとし、推薦選抜、一般選抜、社会人選抜、特別選抜の区分ごとに選抜方法を設定するなど、多様な選考を行っている。

入学者にとって重要な情報である入学金、授業料他入学に要する費用は学生募集要項にて明示するとともに、この要項を公開している（本学 Web ページ＞入学・入試案内＞入試情報＞入学者選抜要項）。

本学では、アドミッション・オフィスにあたる役割を入試委員会と入試事務局が担っている。受験生からの問い合わせにも、主にこれらの部署が適切に対応している。

なお、入学者受け入れの方針に関する高校関係者からの定期的な意見聴取と聴取に基づく点検は行っていない。

次に、入学者受け入れの方針及び学生募集に係る改善の取り組みについて、以下に述べる。

入試委員会では、令和元（2019）年度以降の改善にむけて、次の改善計画を立て、そのもとに具体的な行動計画を立てた。

- ・改善計画

- 1.「建学の精神」ならびに「入学者受け入れの方針」の周知に努める。
- 2.高大接続改革に向けて、入学者選抜に係る諸準備を行う。
- 3.高大接続改革に向けて、姉妹校をはじめ高等学校との連携を検討する。
- 4.生活科学科食物栄養専攻の定員割れを回復させるよう努める。
- 5.生活科学科生活科学専攻の定員充足が保持されるよう努める。
- 6.入試広報を全学体制化する。

- ・行動計画

- 1.入学生全員が「建学の精神」ならびに「入学者受け入れの方針」を認知していることをめざし、周知に努める。
- 2.令和元（2019）年度中に令和3（2021）年度入学者選抜要項ならびに出願書類一式を調える。
- 3.令和元（2019）年度中に武修館特別推薦入学試験のあり方を検討する。変更する場合は令和3（2021）年度入学生への適用をめざす。
- 4.高大接続改革に向け、他学の入学前課題を調査する。
- 5.高大接続改革に向け、高校側のニーズを調査する。
- 6.高大接続改革に向け、高校教諭を対象としたキャンパス見学会、授業見学会、意見交換会等の実施を検討する。

7.生活科学科食物栄養専攻の定員充足のため、諸機関と連携して栄養士・管理栄養士の魅力を啓発する。

8.生活科学科生活科学専攻の定員充足を保持するため、卒業後のビジョンを描きやすくするための媒体を作成する。

9.公式 SNS、オープンキャンパス、進学相談会などが全学体制で行われるよう環境整備する。

行動計画について、令和元（2019）年度分の実行状況を自己点検・評価する。

「建学の精神」は大学パンフレットの1ページ目、「入学者受け入れの方針」は学生募集要項の1ページ目でそれぞれ紹介している。いずれも、オープンキャンパス（令和元（2019）年度〈以下同じ〉4回）、社会人入試説明会（2回）、保護者説明会（2回）、高等学校または業者主催の進学説明会（27回）、高等学校進路指導部訪問（年6回）などにおいて積極的に用いられ、その都度、入試委員らによって説明された。入試委員会では毎年4月、入学オリエンテーションにて新入生アンケートを実施している。最初の設問である「建学の精神を知っていましたか」において、「知っていた」と回答した者の割合は、令和元（2019）年度は、66%（平成29（2017）年度46%、平成30（2018）年度56%）であった。

令和3（2021）年度から実施される高大接続改革では、大学の入学者選抜において多面的・総合的な評価を行うことが求められている。そこで平成30（2018）年度に、令和3（2021）年度以降の入学者選抜について、入学試験制度の一部を変更することとし、指定校推薦入学試験に面接試験（原則として集団）を加えた。また、社会人特別推薦入学試験及び社会人特別入学試験の出願資格を20歳から22歳に引き上げ、奨学生採用試験の受験資格を19歳以下から21歳以下に引き上げることを決定した。令和元（2019）年度には、これらの内容を盛り込み、令和3（2021）年度入学者選抜要項ならびに出願書類一式を作成した。

武修館特別推薦入学試験のあり方は、令和3（2021）年度以降の入学者選抜について検討した結果、指定校推薦入学試験と同様に面接試験（原則として集団）を実施することとした。

高大接続改革に向けては、他学の入学前課題の調査を実施したが、高校側のニーズ調査、高校教諭を対象としたキャンパス見学会等は未実施となった。

生活科学科食物栄養専攻の定員充足をめざす広報として、平成29（2017）年度から「釧路短期大学食物栄養通信・食べるのお仕事・栄養のプロになろう！」を、（公社）北海道栄養士会釧路支部と共同で不定期発行している。栄養士・管理栄養士の仕事を広く知ってもらうことを大テーマとしており、話題やレシピの提供は栄養士会が、執筆等は本学入試委員会が担当し、双方の公式 SNS 等で発信している。四コマまんが等のイラスト及びデザインには、プロの協力を得ている。印刷物は、高等学校進路指導部、教育局、公立図書館等のほか、本学教職員ならびに栄養士会員の尽力により釧路市町内各所に設置されている。さらに、「食べるのお仕事」の創刊号から6号までを用い、オープンキャンパス、入学試験等の日程を掲載し、制作した「釧路短期大学カレンダー（令和1年4月始まり）」を令和元（2019）年度に、本学教職員、各高等学校、（公社）北海道栄養士会釧路支部会員のほか、栄養士会を經由して（一社）釧路市医師会、（一社）釧路薬剤師会の会員らにも配布された。

生活科学科生活科学専攻の定員充足を保持するため、卒業後のビジョンを描きやすくす

るための媒体については、新しく取得できる資格となった観光実務士の情報を加えたうえで令和 2（2020）年度以降作成することとした。

公式 SNS、オープンキャンパス、進学相談会などは、入試委員会から協力依頼を行い、全学体制で行われるよう進めている。

〔区分 基準Ⅱ-A-6 短期大学及び学科・専攻課程の学習成果は明確である。〕

＜区分 基準Ⅱ-A-6 の現状と改善の取り組み＞

生活科学学科両専攻の学修成果は、学位授与の方針に示された諸能力であり、この方針は教育目的、目標に基づき具体的に定め、卒業までに獲得可能な内容であり、学修成果チェックシート等で測定可能である。

生活科学専攻の学修成果は、①家庭・地域・職業等生活全般を理解・改善するための知識と技能を身につけること、②地域社会の現状と課題に関する知見、地域社会を活性化・改善・創造する知見と意思を育むこと、③職業人として地域社会に貢献するために要するビジネスマナーと常識、実務知識・技能、コミュニケーション力、社会人基礎力を身につけることである。

食物栄養専攻の学修成果は、①健康、人体、食品、栄養分野の専門知識と技能を身につける、②社会変化に対応するための情報収集力、問題解決力を養う、③人々の健康生活に係わる職業人として信頼関係を構築するためのコミュニケーション力、集団行動力、社会人基礎力など地域社会に貢献する力を身につけることである。

このように両専攻ともに具体性があり、一定期間内で獲得可能な内容である。

次に、学修成果の測定方法について述べる。生活科学専攻で測定に用いる「学習成果・自己評価シート」は生活科学専攻の学位授与の方針で示す教養、地域、ビジネス・職業的技能に関する学修成果項目をあげ、1 年次、2 年次スタート時にそれぞれの項目をどの程度頑張るか 3 段階で記入、各学年終了時には学修成果の獲得度を 4 段階で評価するというものである。さらに、生活科学専攻で取得可能な資格取得に対する考え方、獲得・形成が望まれる意識や行動の在り方、基礎知識、基礎技能など 18 項目について各学年終了時に 3 段階で評価するものである。

食物栄養専攻の「学修成果自己評価シート」の内容は、各期の栄養士免許必修科目のうち講義科目につき、前年度の栄養士実力試験問題を用いた達成度試験を実施して正解率を記入、20 程度の項目にまとめた実験・実習に係るスキルの習得状況の自己評価、社会変化に対応するための力（情報収集力・問題解決力に係る 4 項目）の習得状況のチェック、人々の健康生活に係わる職業人として信頼関係を構築し、地域に貢献する力（コミュニケーション力、集団行動力、社会人基礎力などに係る 19 項目）の習得状況のチェックからなり、専門的知識・スキルに加えて、社会人・職業人として生きる力・地域に貢献する力の習得状況もチェックできる仕組みになっている。

幼児教育学科の学修成果は、学位授与の方針 3 項目中のうち、1 番目の「広い幼児教育・保育の知識と技能をもつ」こと、3 番目の「子どもの生活環境や生活文化を向上する姿勢をもつ」こととの関係で大きく 4 つ（①保育職の意義についての理解、②幼稚園や保育所における保育についての理解、③子ども（幼児）についての理解、コミュニケーション力、④保育方法・保育課程・クラスづくりに関する基礎的な知識・技能）と、学位授与の方針

の2番目「保育者に相応しい豊かな人間性と感性をもつ」こととの関係で大きく3つ（⑤保育所における他者との連携・協力、社会性、対人関係能力、⑥5領域の保育実践・教育実践、⑦保育職に向けての課題探求）を定めており、これらの各項目について2～5個の指標を設けて、教育実習の終わった2年生前期（夏）、保育実習の終わった2年生の秋、そしてすべての授業・実習を終えた2年生後期終了時にそれぞれの知識や力がどの程度身についたかを「自己点検評価シート B-3」で自己評価をし、その推移を確認する仕組みとなっている。これらは、幼児教育・保育関係職に就く者として具体性があり、一定期間内で獲得可能である。

また、この学修成果は、個別教科・全体として与えられるGPAポイントの高低によって客観的に測定できる。

〔区分 基準Ⅱ-A-7 学習成果の獲得状況を量的・質的データを用いて測定する仕組みをもっている。〕

＜区分 基準Ⅱ-A-7の現状と改善の取り組み＞

本学では、学修成果査定の方針としてアセスメント・ポリシーを策定し、3レベル（機関・教育課程・科目）に区分した査定方法を用い、入学・在学・卒業の3時点で多面的に査定することになっている。

GPA分布状況の把握は、平成28（2016）年度より導入し、各学期末に集計した数値を教務委員会で承認した後、教授会で全教員に示される。学科・専攻ごとに0.5ポイントずつに区分し、入学時からの推移及び前年度同学年との比較を棒グラフで示して、特徴の把握に努めている。

本学では、とくに各科目の受講者及び不認定数（F評価数）を個人別の全科目の評価とあわせて会議資料に示している。単位取得率は整理していないが、計算は容易である。教授会での単位・成績認定を経て、単位取得・成績評価の一覧表は各学科・専攻を通して、該当学生の指導及び保護者通知に活用している。

生活科学科では、生活科学専攻でメディカルクラーク（医科）、食物栄養専攻でフードスペシャリストの各試験の受験者・合格者数とその比率を学修成果として活用している。幼児教育学科では学生の業績の集積としてのポートフォリオ、そして、「自己点検評価シート B-3」をもとに、学修成果を測定している。

具体的には次の通りである。

生活科学専攻では、平成30（2018）年度入学生の1年時終了時及び2年開始時に「学修成果・自己評価シート」を集計・評価し、学科会議ならびに教授会で報告するという形で学内に公表している。

評価・公表の内容を以下に示す。専攻の学修成果の獲得について、「家庭生活・社会生活に関わる幅広い教養を獲得する」の項目においては全員が「できている・まあまあできている」と回答した一方で、「前に踏み出す力・考え抜く力・チームで働く力からなる社会人基礎力を身に付ける」の項目においては半数が「あまりできていない」と回答しており、協働に関して苦手意識がみられた。目指す資格については、試験合格が必要な資格への合格率が極端に低いため、講義外でのフォローのあり方について検討する必要がある。社会人基礎力等に関連する基礎知識・基礎技能については、挨拶やマナーについては自信を持っ

て取り組んでいるようだが、集団行動への苦手意識が顕著に出ていた。また、獲得状況が低かった「釧路地域の特徴や課題」、「地域課題の解決・改善方法を主体的に考え説明できる」については1年時終了段階で半数以上が「できる・まあまあできる」と回答していた。これらの力を獲得する科目は2年後期まで続くことから、卒業までに獲得が見込まれる。

食物栄養専攻では、令和元（2019）年度入学生後期終了後及び平成30（2018）年度入学生の2年後期終了後の学修成果自己評価シートを集計・評価し、学科会議及び教授会で報告するという形で学内に公表している。

評価、公表の内容を以下に示す。令和元（2019）年度入学生の1年後期終了後の評価は、包丁の扱い、栄養価計算と比率計算について半数近くが十分習得できていない評価であったが、他の項目においては概ね肯定的な評価だった。社会変化に対応した職業人として地域に貢献する力は、新聞を読む習慣、食・医療・福祉などの問題点と解決に向けた自身の考えを述べるという情報収集力、問題解決力について低い評価が7割以上、会話表現の習得が不十分な者が半数以上を占めた。一方、平成30（2018）年度入学生の2年後期終了後の評価では実験・実習のスキルは概ね肯定的な評価であったが、社会変化に対応するための力（情報収集力・問題解決力）を測定する項目の一つである新聞を読む習慣については身についていない者が4割を占めていた。人々の健康生活に係わる職業人として信頼関係を構築し、地域に貢献する力については、概ね肯定的な評価であり、個人差はあるものの多くの学生が各チェック項目において向上がみられていることから教育目標が概ね達成できていることが示唆された。

幼児教育学科では、「履修カルテ」による測定をしており、この年度に向けての改善及び行動計画は以下のようにしていた。

- ・改善計画

1. 幼児教育学科では、「履修カルテ」に加える大学としての評価方法について、新教職課程を考慮して検討する。
2. 幼児教育学科の「履修カルテ」で、過去の自己評価が低かった設問・指標を検討する。

- ・行動計画

1. 幼児教育学科では、「履修カルテ」（改訂版）の使い勝手の良し悪しを確認して、全体的な掌握の方法について必要な修正を行う。

幼児教育学科では、主に、保育関係の実習指導にかかわる学生の業績の集積を「履修カルテ」とあわせてファイリングするよう求めており、保育観察記録、夏季休業中の作業課題、実習報告会記録、作成した指導案等を提出するたびに評価を記入したものを集積している。学期の成績が手元に渡るタイミングで、各科目の成績評価（S/A/B/C/F）のうち、SまたはAに達しなかった全ての教科に対して、努力すべき項目についてコメントし、担当教員の確認を行っている。

新課程（教職課程の変更）では新たに保育5領域それぞれに関する「指導法」の要素が加わり、全体を統括する科目「保育内容指導法」も新たに誕生した。教員も初めて担当する内容で試行中であること、2年間の課程でもあり、なお未実施の科目も残っているため、評価は当面科目単位で行い、領域を越えた「指導法」全体の学科学生の手ごたえも確かめた上で、自己評価シートに位置付けるなどを検討したい。

また、大学・短期大学基準協会が実施する「短期大学生調査」を本学でも活用している。令和元（2019）年度前期末の調査では、「今の短大に入学して、あなたの能力や知識はどの程度変化（向上）しましたか」に関して示された 22 項目のうち、「大きく増えた・増えた・変わっていない・減った・大きく減った」の 5 選択肢から選ぶ問いに対して、「大きく増えた」と「増えた」の合計が 70%を超えたものが、上位から「専門分野や学科の知識」88.4%、「文章（レポートなど）を書く力」78.6%、「他の人と協力する力」73.4%、「一般的な教養」71.1%の 4 問だった。さらに「コミュニケーション能力」63.4%、「PC など情報機器を使う力」62.8%が 60%を超えた設問であった。以上から、本学が掲げていた知識・技能・コミュニケーション力や協働のための力がある程度は身についたものと判断できる。

なお、反対に 40%を下回った設問は、下位から「外国語を使う力」29.5%、「選挙への関心」29.7%、「リーダーシップ」39.3%、「数値やデータを理解する力」39.9%であり、今後の教育指導の上で考慮していきたい。

このほか、学生の入学から卒業に近い時期までにどのような力が得られ、伸びたのかをより客観的に把握できる方法を模索中である。

なお、幼児教育学科では、正確な数値での表現は難しいが、2 年生最後の 1 月後半に、「KJC ランド～こどものあそびの日～」の実践を、市内・近郊の親子連れの方々（幼児対象）を本学に招いて実施した（来場者：大人 120 名、子ども 137 名；通算第 6 回）。

令和元（2019）年度のアンケートは、「大変良い、まあまあ良い、あまり良くない、良くない、見ていない、無回答」6 つから一つを選び、コメントがあれば記入していただく方法であった。その結果は、舞台コーナー（2 年）は、大変良い 36.1%、まあまあ良い 25%。工作（1 年）は大変良い 16.7%、まあまあ良い 30.6%。会場装飾（1 年）大変良い 66.1%、まあまあ良い 30.6%だった。全体の印象として、大変良い 52.8%、まあまあ良い 38.9%の評価をいただいた。

対外的に協働・協同してのイベントであり、1 年生が 2 年生の取り組み状況を見ながら努力できるため、必ずしも高評価が多くない 1 年生も次のイメージを持つことができるよう、両学年の意識的な共同作業・話し合いの時間を設定し、相乗効果を試みたい。

〔区分 基準Ⅱ-A-8 学生の卒業後評価への取り組みを行っている。〕

<区分 基準Ⅱ-A-8 の現状と改善の取り組み>

就職委員会が担当する卒業後評価（卒業生がお世話になっている職場へのアンケート調査）は平成 21（2009）年度から 4 年に 1 回行っている。直近のものは平成 29（2017）年度に実施したため、次回は令和 3（2021）年度の予定となる。

ただし、この年は、就職委員会主導で「卒業生来校調査」を行い、卒業生の訪問を受けた専任教員・職員が月日、時間、主な訪問・相談内容を記録した。

卒業生に係る調査等については、令和元（2019）年度以降に向けて、就職委員会が以下のような計画を立てた。

・改善計画

- 1.就職委員会ガイダンスへのアンケート調査を実施し、学生にとって有効なガイダンスの内容や講師の選任などの検討を行い、次年度の内容改善に向ける。

これに基づき、次の行動計画を設定した。

・行動計画

1.就職後のあたらしい環境の中で、早期に離職を選択するケースが最近多くなったため、卒業生が抱える就職先での戸惑いや困難を知る調査を行う。

・短大に來た卒業生の來校の理由や目的を、対応した各教職員、委員が1年間記録し、離職や転職の不安や葛藤の傾向を把握する手だてを考える資料としたい。平成31(2019)年4月から調査実施。

・対策の必要が見られれば、卒業後早期に、懇話会のような集まりを、令和2(2020)年度以降に検討したい。

2.平成28(2016)年度に第2回を実施した「卒業生の就職先の企業対象のアンケート調査、第3回」を令和3(2021)年度に実施したい。そのためのアンケート項目・内容などの準備を令和2(2020)年度中に行う。

行動計画第1項について、平成31(2019)年4月の教授会にて「卒業生の來校調査」の実施の共通理解が図られ、全教職員による調査が4月からスタートした。調査のねらい・経過・概要は以下の通りである。

1.ねらい 近年増加している早期離職者を予防する意図から、卒業生と短大職員による定期的な懇話会の意義を伝え、調査協力への理解と協力を求める。

2.調査内容 ・來校年月日、対応時間 ・対応状況(來学 or 電話)
・学科・専攻、卒業年度、氏名 ・來校目的の把握

3.調査期間 ・平成31(2019)年4月から10月までの半期分をまとめ、10月の教授会議で報告
・令和元(2019)年11月から令和2(2020)年2月末に第2回目のまとめを行い、4月から2月までの結果を集約し3月の教授会議で報告する。

調査結果については、以下の通りである。

- ・年間対応件数はのべ258件、対応実人数は167人であった。月別件数で4月が最も多く、前期(4月から9月)は174件、後期(10月から2月)は84件であった。
- ・平均対応時間は58分、最大対応時間は4時間だった。また、來学対応は228件(88%)、電話対応30件(12%)で、來学対応の半数以上が17時以降であった。
- ・学科・専攻ごとの対応件数は、生活科学専攻56件(22%)、食物栄養専攻10件(3%)、幼児教育学科138件(54%)、職員・図書館54件(21%)だった。
- ・主な要件は、「近況報告」171件(66%)、「職場の悩み」45件(17%)、「転職相談」30余件(14%)、「その他」は、職場環境等の不安の相談、就職相談、ピアノ相談・練習、更新講習及び求人確認であった。
- ・「職場の悩み」「転職相談」及び「退職報告」の件数が最も多かった月は7月だった(2019年度 卒業生対応記録集計結果、2020年2月20日、就職委員会)。

以上、本調査により、就職先での戸惑いや困難、離職や転職の不安や葛藤の傾向を把握することができた。これらの結果を踏まえ、大学として対策を講じる必要性を改めて感じ「懇話会」を計画した。

行動計画第2項について、「卒業生の就職先の企業対象のアンケート調査、第3回」を令和3(2021)年度に実施する予定であることから、アンケート項目・内容などの準備を、令

和 2（2020）年度中に行いたい。

<テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程の課題>

1. シラバスに「学位授与の方針（DP）との関連」を反映させること。
2. 教育目的及び教育目標を定期点検すること。
3. 「教育課程編成・実施の方針」等、3つの方針について、定期点検すること。
4. 教養教育を再検討すること。
5. 栄養士モデル・コア・カリキュラム改定によるカリキュラム再編に取り組むこと（生活科学科食物栄養専攻）。
6. 1年生・2年生の協働のあり方を検討すること（幼児教育学科）。
7. 卒業生懇話会を開催すること。

[テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程の特記事項]

1. 卒業生訪問実態調査とその傾向

就職後、しばしば卒業生の訪問を受けてきたが、その全体的な傾向について把握を試み、対策のためのデータを得た。

[テーマ 基準Ⅱ-B 学生支援]

[区分 基準Ⅱ-B-1 学習成果の獲得に向けて教育資源を有効に活用している。]

<区分 基準Ⅱ-B-1 の現状と改善の取り組み>

本学の教員は、入学した学生たちが学修成果を獲得できるよう努め、その責任を果たしている。

科目担当教員には、学修成果の獲得状況を示す成績評価の方法や観点及び評価割合（複数の評価方法を用いる場合）などをシラバスに明記することを求めている。

各年度のシラバスは、教務委員会と教務・学生課が共同で、前年度 11 月をめどにシラバス執筆依頼文書とシラバス執筆用参考資料（①釧路短期大学の教育理念～建学の精神、3つの方針、②各学科・専攻のカリキュラムマップ、③学年暦（案）、④前年度テキスト一覧・テキスト発注申込書）を科目担当者に配付する。あわせて、専任教員には教授会で、非常勤講師には授業担当時または郵送にて、シラバス執筆依頼と留意点の周知を行っている。科目担当教員によって執筆（Web 入力）されたシラバスを教務委員会及び学科長が内容などを点検し、成績評価方法の妥当性（学修成果の獲得状況の確認として筆記試験、実技試験、口頭試問、レポート、作品など具体的であるか、合計で 100%となっているか、学生の出欠を点数化していないかなど）をチェックし、必要な場合、担当教員に修正を依頼・指示する。また、定期試験時期前（前期は 7 月上旬、後期は 12 月後半）に科目担当者に求める「試験等の日程等連絡票」にて、成績評価基準・方法のシラバス記述との異同を確認し、諸事情により変更がある場合は、あらかじめ受講学生と教務・学生課に示すものとするなど、シラバス記載の成績評価基準によって学修成果の獲得状況を適切に把握できるよう進めている。

また、試験以前で授業終了かそれに準ずる日程で「授業についてのアンケート」（学生の自己評価関係 3 項目、授業実施・授業意義関係 9 項目、任意で 1 項目を追加可能、自由記述欄あり）で評価を受け（受講者 10 名以上は必須、受講者 10 名未満の場合は任意）、担当科目中最低 2 科目について、アンケート結果の考察・改善計画を記述するよう求めている。授業評価は、各学期、FD・SD 活動推進委員会が主催し、委員会を通して内容を確認・審議した上で、教授会でも周知のうえ、実施している。

複数の教員で担当している授業では、学科・専攻で必要な打合せや会議を経て、授業の改善を図っている。また、成績評価を複数の教員または学科で行う場合、目的・目標の達成状況を確認するとともに、課題があれば学科会議等で集約される。

学生に対する履修指導に関して、年度冒頭に教務・学生課から共通事項についてのガイダンスがあり、学科・専攻別のオリエンテーションで各学科・専攻特有の資格取得、卒業にかかわる諸条件などが説明されるが、それに加えて、クラスアドバイザー、グループ担当教員、特別演習（ゼミナール）担当教員による履修相談・履修指導が日常的に行われている。これらだけでは心配な学生のために、2 年生が 1 年生にピアサポートを行う時間も設定している。

事務職員は、所属部署の業務を通じて本学の建学の精神「愛と奉仕」と 3 つの教育理念、教育目的・方針を理解し、学修成果達成のための取組を把握している。また、教育・研究活動の重要な事項を審議・意思決定する教授会に事務職員が参加し、教授会の審議内容・決定事項の伝達を通して、事務職員全体が学生の学修成果を認識し、学生の履修支援、授業支援や教員との協働などによって学修成果の獲得に貢献している。さらに、日本私立短期大学協会等が主催する各種研修会や学内の SD・FD 研修会にも参加し、自己研鑽を積んでいる。

短期大学担当職員として配属される部署は、教務・学生課と附属図書館（及び生涯教育センター）のみだが、これを包括する法人事務局が同一校舎内にあり、学修環境や各時期の活動に配慮し、学生が学修に専念できるキャンパスの整備に全体で取り組んでいる。教務・学生課と附属図書館の職員は、全員が常設委員会の構成員として教員と協働している。その中で学生支援業務は、主に教務・学生課が学科・専攻、教務委員会、学生委員会、学生相談室、保健相談室等と連携し、学生の入学から卒業・資格取得、就職に至るまでの事務的支援と相談業務を（教員と共に）担っている。履修に関する支援は、学期毎の履修登録、受講に関わる連絡調整、出席・成績・単位認定等の状況把握・管理、単位不認定者の再履修調整、履修に関わる相談業務などがある。個々の学生の事情を踏まえ、目標達成に向けて取り組めるよう助言や指導も含めて行っている。

教務・学生課の成績記録は「学則」、「履修及び履修の登録に係る規程」、「単位認定試験規程」等に基づいて処理・保管している。成績記録については、履修登録時から教員と名簿の共有を行ない、成績・単位認定教授会の議を経て原簿が完成する。成績は、学生に通知・確認後、保護者への通知と「単位修得・学業成績証明書」発行を始める。成績は学生の日頃の研鑽の成果であるから、評価への納得性を高め、以後の学修に役立つ復習の機会となるよう試験結果を学生にフィードバックする仕組みとしている。

図書館の専門的職員（司書）は、日常的に学生・教職員の学習・研究のために必要な図書の貸出・返却と書架管理、各種リファレンスのほか、イベントの企画と実施、短期大学

紀要の編集、絵本の部屋「でんでん」の管理等を行っている。近年では、学生や社会人のライティング支援にも携わるようになった。なお、本学の図書館司書は生涯教育センター職員も兼ねるため、図書館業務とともに生涯教育センター業務も担っている（I-A-2 参照）。

また、本学の職員には各自にコンピュータが貸与され、職務遂行に活用している。コンピュータは学内 LAN により学生名簿、履修登録状況他、多種のデータ共有に活用している。成績、学籍、シラバスなどは独自のシステムを運用し、管理しているが、より利便性の高いシステムへの更新時期がきている。成績原簿は防火キャビネットで保存し、成績の採点表等試験に関する書類は 5 年間保存、システムデータとしてもパスワードをかけセキュリティ対策を講じて保存している。

〔区分 基準Ⅱ-B-2 学習成果の獲得に向けて学習支援を組織的に行っている。〕

<区分 基準Ⅱ-B-2 の現状と改善の取り組み>

教務・学生課では、入学予定者に対して、授業や学生生活についての情報提供として「入学予定者への ADVICE あんど SUPPORT」を作成し、入学手続きの案内に同封している。健康調査書も同封し、入学後に配慮を要する事項その他健康相談等について、個人情報提供範囲を特定して、保健相談室に持参し、個別相談もできる流れをとっている。また、学費支援として、分納・猶予・減免、奨学金申請等を案内し、教務・学生課と法人事務局経理課が直接に相談を受け付けている。

入学者へのオリエンテーションは、教務・学生課、学科・専攻、附属図書館、常設委員会（学生委員会、就職委員会）がそれぞれの担当分野を中心に実施している。

そのうち、教務・学生課による入学オリエンテーションは、入学式翌日より 3 日間実施し、本学の概要、卒業までの流れ、学生生活のルール、単位制度、履修方法の概要、試験・評価、シラバス活用等について説明する。このオリエンテーションは、入学者向けに毎年、発行している「COLLEGE LIFE」の内容紹介を兼ねている。さらに、奨学金の説明、健康診断、学生（ピアサポーター）による相談受付も、この期間に実施する。最終日の履修登録説明会では、2 年次学生（ピアサポーター）も入学者の対応を行う。「COLLEGE LIFE」には、学生生活や履修制度の他にシラバスが収録されており、授業の第 1 週目は、授業担当者がシラバスに基づいて授業のねらいと学生の到達目標などを示し、獲得すべき成果を学生自ら想像することのできる機会となるよう説明している。指導の際に使うシラバスは印刷物が主体である。Web 公開もしているが、今後利便性を高めるために学内の通信環境（フリースポット）整備を進め、Web 上での閲覧の充実を図りたい。

入学者オリエンテーションにおいて、学科・専攻は「学修のためのオリエンテーション」として、主にカリキュラム、履修方法と履修科目の選択方法、授業と学修、卒業・免許資格取得など学修活動に係る事項のオリエンテーションを担当するとともに、学生支援（クラスアドバイザー他）について説明し、また、クラス内交流やクラス役員決定などを補助する。

さらに、学生委員会・就職委員会のオリエンテーション、附属図書館による図書館利用オリエンテーション、学生会オリエンテーション及び学長講話によっても、入学者が本学での学生生活・学修活動にトラブルなく入り込めるよう努めている。

本学では、入学者受け入れの方針に基づいて、かねてより入学前課題を課している。

生活科学科では、専攻ごとに課題の趣旨説明と課題を 2 月上旬に入学予定者へ郵送し、入学後の学科別オリエンテーション時に提出させている。提出された課題は、各専攻の基礎演習科目および関連科目でフィードバックしている。

生活科学専攻の課題内容は作文「生活科学専攻に入学するにあたって」、ワークシート「地域を考える」、新聞記事切り抜きとワークシート「社会に関心を持つ」の 3 課題である。

食物栄養専攻の課題内容は、「食に関連する新聞記事を読み感想を記述する」(3 記事)である。

幼児教育学科でも、同時期に入学予定者へ次のものを郵送し、入学後の学科別オリエンテーション時に提出を求め、文章能力、ピアノ演奏技術などの入学時点での状況を把握し、関係する授業・保育記録のための演習、音楽などでフィードバックしている。平成 31(2019)年 4 月入学生に向けては、「絵本を読もう」(同封する絵本の読み聞かせを行い、実践報告を文章化)、「ピアノを弾こう」(音を読み、指番号に慣れ、良いリズムを感じる練習)、「記事を探してみよう」(目的：社説等、保育・福祉関係記事を書写し、関係情報に関心をもつ／基本的な文章形態を知り、慣れる)とした。

また、入学後は、学科・専攻の特性のため、それぞれの学科・専攻で、「学修のためのオリエンテーション」を実施している(前述)。

生活科学科では、専攻科目ユニット構成をもとに、取得できる免許・資格、履修方法について説明している。特に、食物栄養専攻では栄養士免許取得に必須の給食実務校外実習内規の説明を行い、実習実施要件を満たせないような成績不振にならないよう意識づけしている。さらに実験および実習科目を受講する際の身だしなみの説明を行うことで衛生管理、危機管理の徹底を図っている。また、各免許・資格要件を満たせなかった学生について、今後の進路や履修の仕方についてクラスアドバイザーまたはゼミ担当教員による個別面談を実施している。

幼児教育学科では、免許・資格取得の種類と履修方法、関係の実習及び実習指導体制を伝え、10 名未満のグループに担当専任教員を配置し、必要により相談窓口になっている。

学科・専攻を問わず、基礎学力が不足する学生に対する補習授業としては、1 年生向けの「英語リメディアル講座」を実施する時間を確保し、時間割にも掲載している。この講座は単位認定の対象にはしていないが、講座を終えた学生には修了証を授けている。

学生の学修上の悩みなどの相談は、カウンセラー(学内・学外)、クラスアドバイザー(メイン・サブ)、グループ担当教員(1 年)、ゼミ担当教員(2 年)、学生相談室相談員、保健相談室看護師のほか、教務・学生課スタッフが対応窓口となっているが、全専任教職員が相談窓口となることを基本としている。学生の希望に応じ、教職員が情報を共有して対応すべき内容については素早く共有し、細やかな支援ができる態勢になっている。

教職員は、日常的に学生の学修の取り組みを把握し、欠席が目立つ学生や学修意欲が低下しつつある学生等には(ときには呼び出して)個別に相談に応じている。

学生相談室では、学生生活相談員 8 名(うち 1 名はハローワークのジョブサポーター)、保健相談員 1 名、ハラスメント事案に係るインターカー 3 名を配置し、秘密厳守、公正、慎重を原則に対応している。

教務・学生課ではスタッフ 7 名(うち実験・実習助手 3 名)のうち、スチューデントコ

ンサルタント認定者（認定：内閣府認証 特定非営利活動法人 学生文化創造）2名と課長の3名を学生相談室相談員として配置している。

優秀な学生に対する学習上の配慮として、1学期に修得可能な上限単位数30を緩和するなどの定めは特にないが、1年次末に、成績基準を加味した特別奨学生（2年次の1年間、奨学金給付）採用枠に応募できる。

成績・単位認定資料における学修成果の獲得状況は、当該学期と累積の成績・単位認定状況、目指す目的別（卒業、免許・資格）不足単位、GPA推移、成績順位、奨学生等各種基準への到達状況等が一覧で把握でき、量的に測定しやすい構成となっている。成績下位者（GPA1.5未満）、卒業や免許・資格の必要単位の不認定者、奨学生等各種制度基準への達成が危ぶまれる者等を対象に学科が個別指導を行ない、保護者にも激励の協力を要請している。

令和2（2020）年度用の各科目のシラバスに学修成果の基盤となる学位授与の方針（DP ディプロマ・ポリシー）を掲載し、学生が学修の成果を意識できるようにした。今後は学生がその力の獲得度合いを確認できる方法を取り入れるとともに、科目担当教員から学修成果獲得度合い等について聴取する機会の必要性を検討したい。

なお、本学では通信教育は行っておらず、留学生も在籍していない。

以上のうち、生活科学科が令和元（2019）年度に向けて課題としていた事項と計画、それらへの点検・評価の結果を以下に掲げる。

- ・生活科学科－令和元（2019）年度以降の改善にむけて－
 - ・改善計画
 - 1.生活科学科両専攻において、学生への学修支援を組織的に行う条件づくりとしての学生情報の共有を進める。
 - 2.生活科学科両専攻において、基礎学力不足への対応を検討する。
 - ・行動計画
 - 1.担当教員間での学生情報を適宜共有して学生支援に役立て、さらに学科会議等において情報共有し 記録を残す。
 - 2.生活科学専攻では専攻全教員で担当する新設科目「生活科学基礎演習」において基礎学力の現状を把握、課題抽出を行い補習授業のあり方について検討を進める。
 - 3.食物栄養専攻では、専攻全教員で担当する「食物栄養基礎演習」においてこれまでの国語表現に加え理科・数学基礎の授業を実施することで基礎学力の強化を図るとともに、基礎学力の現状を把握、課題抽出を行い、補習授業のあり方について検討を進める。

この行動計画の実行状況について自己点検・評価を行う。

行動計画第1項の生活科学両専攻における学生情報の共有については、行動計画の通り意識的に実行できた。口頭での伝達、学科会議での情報共有、メール等による情報交換により、頻繁な情報発信が実行された。学科会議での学生情報の共有に関しては議事録にも残している。得られた学生情報は緊急性、重要度の高いものを優先し、クラスアドバイザー、ゼミナール担当教員を中心に迅速な対応をしている。また、必要に応じて保護者との面談、学内・学外カウンセラーと連携をはかり、より適切な支援ができる態勢をとった。

第2項の 生活科学専攻新設科目「生活科学基礎演習」において基礎学力の現状を把握、

課題抽出を行い補習授業のあり方を検討するという計画については、令和元（2019）年度入学生の基礎学力の現状はある程度把握できたが、データが不十分なため課題抽出まで至らなかった。

第3項の食物栄養専攻の「食物栄養基礎演習」において理科・数学基礎の授業を実施することで基礎学力の強化を図り、基礎学力の現状把握、課題抽出、補習授業のあり方を検討するという計画については概ね計画通り実施できた。令和元（2019）年度に理科・数学基礎を2コマ分組み込んだ結果、成績および学修成果測定データは概ね良好であったことから、当面これを継続していく。

次に、幼児教育学科が当該年度に向けて課題としていた事項と計画、それらへの点検・評価結果を以下に掲げる。

・幼児教育学科－令和元（2019）年度以降の改善にむけて－

・改善計画

1. 幼児教育学科では、各学生の一連の実習に向けた準備が集積され、成果が学生の手元で確認できる個人ファイル（「履修カルテ」を含む）の使い勝手や使用上の不具合があれば改善する。
2. 幼児教育学科では、面談の効果や不具合について点検・見直しに基づき改善する。

・行動計画

1. 幼児教育学科では、「履修カルテ」を含む個人ファイルについて、活用の状況、使い勝手や不具合を確かめるなどの点検・見直しをする。
2. 幼児教育学科では、定期的な面談体制を継続するとともに、特に、入学後しばらくの間（1年前期）、の学生、家庭環境等に困難を抱える学生の学修支援等を関連部署と連携を取りながら対応する。

幼児教育学科では、行動計画の第1項について、新教職課程の対象となる1年生の入学にあわせて、「履修カルテ」の内容を点検し、科目名称・内容変更に伴う各項目、全体の内容を修正、改善に努めた。使い勝手の面では、以前より、バインダーで着脱（該当部分のみの提出で教員が確認）できる方法で必要なシートを綴じていたが、それぞれのシートに記名欄と教員確認欄を加え、名前の記入漏れを避け、確認者が誰であるかをわかるようにした。また、目次にインデックスのアルファベットで示した区分の見出し語を加え、内容確認を容易にできるようにした。また、目次の「内容」には綴じたシートをどの時期に用いるかがわかるように使用時期を明記した。内容上の改善としては、一時期行っていた指導案演習の評価項目の軽減化を見直すなどの改善を行った。

第2項の面談について。幼児教育学科では、1年生に対し通年で金曜日午前の時間を確保し、実習指導関係教科を分担して取り組んでいるが、このうち前年度前期3回、後期3回の実施をしていた個人面談については、学生が安定してくる後期の1回（11月頃）は外し、必要な学生のみ別時間枠での面談に変更して、その時間を演習に充てることとした。早いうちから面談等を通して内面の課題を教員間では共有し、それなりの対応はしていたが、残念ながら、この学年55名のうち、5名が1年次のうちに休・退学となった。これらの学生には友人間のトラブル、不本意な入学、家庭状況など多様な課題があり、学科担当教員のほか、教務・学生課職員や相談室関係者にもしばしばご協力いただいたが学業継続とはならなかった。面談については、前期のうちの課題把握には功を奏したが、解決に向

けての対応については課題が残った。

〔区分 基準Ⅱ-B-3 学習成果の獲得に向けて学生の生活支援を組織的に行っている。〕

＜区分 基準Ⅱ-B-3 の現状と改善の取り組み＞

学生支援は、学生委員会を中心に全教職員が連携をとって行っている。本学の学生組織である学生会や学園祭である緑輝祭の顧問や相談も学生委員会が行っている。

本学では、2018（平成 30）年度まで食事等を提供する売店が営業していたが、人員を割けなくなったという事情で、現在は営業していない。令和元（2019）年度に食堂設置に関わるアンケートを行い、市内の業者に学内での出店を要望しが、学内での開店にはつながらなかった。

親元から離れて暮らす学生には、アパートやマンションを紹介している。

通学について、釧路市内の公共交通機関の便が必ずしも良くないことから、現在の短大校舎 B 棟から系列高校が移転（平成 16（2004）年）した後、学生による駐車場利用を大きく拡大した。現在、学生は、自動車通学及び専用駐車場使用登録願が受理されれば、関係内規に違反しない限り、自家用車での通学が可能である。

経済的支援については、公的な奨学金制度に加え本学独自の奨学金制度（奨学金 1 種及び 2 種、特別奨学金、同窓会奨学金）を設けている。学外団体の奨学金制度としては、日本学生支援機構、北海道保育士修学資金、福社会保育士修学資金、生命保険協会保育士奨学金などがある。また、ワークスタディ制度もあり、授業の空き時間に事務組織の補助的業務に携わる学生がいる。そのほか、授業料等学納金の一括納入が困難な学生に対しては、分納・延納、減免制度を紹介しており、個別相談に応じている。

学生のメンタルヘルスケアや健康相談に関しては、カウンセラー（学内教員及び学外者）、保健相談室に看護師免許を持つ相談員を配置し、学生の日常の心身の健康管理や応急処置などを行っている。学生の健康診断は、毎年 4 月のオリエンテーション時に行っている。春には健康に関する調査を行ない、心身の不調の早期ケアに繋げる機会を設けている。

学生生活に係る学生の意見や要望をうけて、キャンパス環境ネットワークを設け、学生の意見を心地よい学校づくりに取り入れており、平成 30（2018）年度には学内にあった喫煙室（分煙）を撤去して校地内の全てを禁煙とした。学生の意見や要望はアンケートボックスやメールでも収集しているが、口頭で教員や教務・学生課窓口に来て、要望することが多い。満足度等の意識は「短期大学生調査」によって傾向を把握している。さらに、とくに社会人学生が卒業する際、学長と懇談の場を設けることがあり、意見・感想を聴くこともある。

社会人学生に対しては、経済的支援（入学金減免、生涯学習奨励金給付）や既修得単位認定、専門実践教育訓練給付制度の活用、長期履修制度の活用などの支援をしている。

障がい者の受け入れにあたっては、障がい者用トイレ、玄関のスロープの設置、昇降機等により車椅子での受講や生活ができる施設を整えつつある。必要に応じて入学前から個別の相談を受け付け、入学にあたっては学科及び学生相談室で必要な支援策を協議している。

長期履修制度により、時間をかけて学ぶことを希望する学生に対しては、6 年を限度として修業年限を超えて計画的に履修することができる体制を整えている。

学生の社会的活動のうち、地域貢献を推進するための活動資金として「地域教育活動推進支援経費」（学内競争的資金）を設けている。また、学外でボランティアを希望する学生に「地域ボランティアの会」（教務・学生課）が、地域の要請を受けてボランティア活動を紹介している。学生が社会的活動で顕著な評価を得た場合、学長による特別表彰を行ない、学生の活動を学内でも顕彰している。

以上に関して、学生委員会が令和元（2019）年度に向けて課題としていた事項と計画、それらへの点検・評価結果を以下に掲げる。

・改善計画

1. 学生の学生によるピアサポートは、令和元（2019）年度もオリエンテーションで実施する。日常のサポートの必要性を見直す。
2. 年度初めに実施している健康調査の結果を学生支援に活かす。
3. さまざまな状況の学生を支援できるよう、教職員が必要な知識や情報を得られる機会を設ける。
4. 相談内容、相談件数等を月ごとに集約し、全教職員に周知して日常の支援に役立てる。
5. 社会接続教育について、学生研修講座の見直しを図る。すでに 18 歳で選挙権を有してはいるが、令和 4（2022）年からは民法上「成人」となる。社会人教育として必要な講座をさらに見直し、開講する。

これらに基づき、次の行動計画を設定した。

・行動計画

1. ピアサポートについて、サポーターの育成、サポートルームの運営を含めて実施体制、時期、効果的な方法について再検討する。
2. 年度初めに実施している健康調査について、支援が必要と判断した学生については、面談を行い、継続的な支援を行うことと、学生委員会だけでなく、各学科とも状況共有できるようにする。
3. 発達障害を含む、さまざまな困難を抱えている学生に対して、適切な支援をしていくための体制を構築できるよう、教職員を対象とした研修会を開催し、それをもとに、支援体制を整える。
4. 教務委員長、就職委員長、教務・学生課長と構成する相談室運営委員会を定例化（月 1 回）する。保健相談室への来室学生の相談内容、相談件数も含め、月々の相談の実態を集約し学生支援に役立てる。
5. 学生研修講座の内容を見直す。法教育講座を学生に身近な問題、デート DV に関する講座に変更する。また、次年度は 2 年次の学生の実習を考慮し、講座の対象を 1 年生とする予定である。

行動計画の第 1 項は従来どおり継続して行った。平成 31（2019）年 4 月、入学者の履修登録において学生会役員の 2 年生が入学者に対し履修科目選択のサポートを行い、好評だった。四年制大学とは違い在学期間が 2 年と短く、また学科・専攻での実習期間が異なるため学生同士のサポートは難しいが、7 月に幼児教育学科 1 年生を対象に実験的に 2 年生との交流会を実施し、成果を上げた。学生協力者は幼児教育学科 2 年生（学生会役員、子どもの保健ゼミナール学生他有志）。内容は幼稚園実習の様子や実習におけるアドバイスで、ピアサポート的相談活動を行った。

第2項については計画どおり令和元（2019）年5月に実施した。前年度までは全学共通時間にて調査していたが、当年度より各学年、各学科・専攻で行った。特に問題はなかったため、次年度も今年と同様に実施したい。

第3項については令和元（2019）年度末の2～3月に実施することを計画していたが、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から特別支援関係のSD/FDを開催できなかったため、新型コロナウイルスの感染拡大の終息後に開催することとした。

第4項については、ほぼ毎月実施することができた。またその中で特別支援に関するSD/FDの研修についても討議できた。

第5項については2年生が各専攻で実習があり講座への出席が難しくなること、早めの指導が重要であることから次年度は1年生を対象にする計画である。また、新型コロナウイルス感染拡大防止のために研修講座の実施回数も減少したので、学生の生活に直結するような内容の講座にすることとした。

〔区分 基準Ⅱ-B-4 進路支援を行っている。〕

<区分 基準Ⅱ-B-4 の現状と改善の取り組み>

本学では、就職委員会を設置し、学科・専攻、クラス・グループ担当教員とも協力して、学生の就職をはじめとする進路支援活動を行っている。就職委員会は、全学共通時間を用いて、1年目4月から、就職関係の各種ガイダンス、卒業生の体験談、ビジネスマナー研修、面接研修、電話対応セミナー、就職内定者の体験発表などを企画・実行し、2年間で計20回のプログラムを推進している。

また、地域のハローワークと連携して、授業期間中を中心に、ハローワーク職員（ハローワーク大卒ジョブサポーター、本学担当6年目）に曜日・時間帯を定めて、おいで頂き、学生相談室での就職専門の相談日・時間として、学生の希望職種に応じたアドバイス、求人紹介、面接指導等を行っている。就職支援専用の施設は設けていないが、学生相談室（ハローワーク職員）、あるいは就職委員の研究室での就職相談が多い。

生活科学科では、生活科学専攻学生が資格取得のための検定試験受験を奨励しており、パソコン技能標準試験と色彩能力検定については本学で受験できるようにしている。また、卒業生に対するものだが、食物栄養専攻の管理栄養士国家試験対策のリカレント講座を毎年秋以降に実施している。

これらに関連して、就職委員会が令和元（2019）年度以降に向けて示した改善計画と行動計画、それらに係る点検・評価の結果を以下に示す。

・改善計画

- 1.就職支援は就職委員会担当者だけではなく、ゼミナール担当教員を含めた、職員全体で連携を取り合い、支援する。
- 2.ハローワークジョブサポーターとの協力、連携を密にし、学生の意思や希望に沿った採用内定を早期に得られるように支援する。
- 3.就職委員会ガイダンスへのアンケート調査を実施し、学生にとって有効なガイダンスの内容や講師の選任などの検討を行い、次年度の内容改善に向ける。

これらに基づき、次の行動計画を設定した。

・行動計画

1. 入学当初から就職に関する意欲や目的意識に乏しい学生がみられるが、その背景や学生の不安要素の確認ができてにくいケースがある。就職委員会や学科・専攻だけではなく、学生委員会の相談室担当者とも連携を取り、適切な支援や対策について検討したい。

行動計画第1項について、就職に関する意欲や目的意識に乏しい学生が見られることから、早い時期から学生個々の就職に対する関心度や不安等を把握しておく必要がある。現在、就職委員会はもちろんのこと学科・専攻（学科独自のグループがある場合はその担当）の教員及び教務・学生課などの職員が学生個々の状況把握に努め指導している。今後、学生委員会の相談室担当者との具体的な連携の在り方も考えていき、よりきめ細かな就職支援に繋げていきたい。

<テーマ 基準Ⅱ-B 学生支援の課題>

(Ⅱ-B-1)

1. 学務情報管理システムの利便性の高いシステムに移行すること。

(Ⅱ-B-2)

1. シラバスの利用促進を図ること。
2. 学位授与方針の達成度合いの確認方法を取り入れること。

(Ⅱ-B-3)

1. 学期開始時の学生会役員による1年生への履修登録援助を通した学年間交流をサポートすること。
2. 実習後の2年生から1年生への実習経験の伝達などの学年間交流を全学科・専攻へ。
3. 障がい学生支援の体制を整備すること。
4. 特別支援に関するSD/FDを実施すること（2年に1回程度）。

<テーマ 基準Ⅱ-B 学生支援の特記事項>

実験的に行った幼児教育学科1年生と2年生との交流会では、実際に実習を行った2年生からの具体的な助言や、1年生からの質問に2年生が答えるなどピアサポート的成果があった（今後も継続へ）。

<基準Ⅱ 教育課程と学生支援の改善計画>

今回の自己点検・評価の課題についての改善計画

(Ⅱ-A)

1. シラバスに「学位授与の方針（DP）との関連」を反映させる。

DPと各授業の学修効果との関連については不十分であったため、次年度に向けて「学位授与の方針（DP）との関連」を各シラバスの「学生の到達目標」の中に示す。

2. 教育目的及び教育目標を定期的に点検する。

学修成果の獲得状況、卒業時の就職状況やその後の就業状況などを踏まえて、目的・目標の妥当性及び現実的意義を定期的（2年に一度以上）に見直し、必要に応じて改訂を検討・提案する。

3. 「教育課程編成・実施の方針」等、3つの方針について、定期的に点検する。

4.教養教育の再検討

社会人基礎力、ジェネリックスキル養成との関係を意識した再編成を検討する。

5.栄養士モデル・コア・カリキュラム改定によるカリキュラム再編に取り組む（生活科学科食物栄養専攻）

栄養士モデル・コア・カリキュラム改定に伴う本学の栄養士養成カリキュラム再編に向け、調査・検討、授業の見直しを行う。

6.1 年生・2 年生の協働のあり方を検討する（幼児教育学科）。

年度末の対外行事（KJC ランド〜こどものあそびの日）に向け、両学年の協働、相互協力による相乗効果を期待した取組を試みる。

7. 卒業生懇話会を開催する。

卒業生の来校が一番多く、退職・転職に直結する可能性がある相談内容が多かった月から、7 月までの間に、懇話会「卒業生を迎える日！」を計画

（Ⅱ・B-1）

1.学務情報管理システムの更新

令和 4（2022）年度までにシラバスを新システムへ移行する。履修システムについて、小規模校に適した処理システムの検討を継続する。

（Ⅱ・B-2）

1.シラバスの利用を高めるため、Web 上での閲覧の充実を図る。

令和 4（2022）年までに学内の通信環境（フリースポット）整備を進め、学生の個人用端末からシラバスの Web 閲覧を負担なくできるようにする。

2.学位授与の方針に基づく学修成果の獲得度合を確認できる方法を取り入れる。

①令和 2（2020）年までに学生に学位授与方針の達成度合いを確認するテストの試行を行う。

②学位授与方針の達成度合いを授業担当教員へ聴取する方法について検討する。

（Ⅱ・B-3）

1.学期開始時に学生会役員による 1 年生への履修登録援助を、今後も続ける。

2.実習後の 2 年生による 1 年生への実習経験の伝達、質疑応答など学年間交流を、幼児教育学科から他学科・専攻に広げる。

3.障がい学生支援に関する体制整備を行う。

①障がいのある学生の受け入れ及び支援に関する基本方針はあるが、諸規程を検討する（令和 3（2021）年度まで）。

②中央入口に車椅子用スロープ設置の可能性を検討する。

4.特別支援に関する SD/FD を 2 年に 1 回程度実施することとし、令和 2（2020）年度に実施する。

【基準Ⅲ 教育資源と財的資源】

〔テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源〕

＜区分 基準Ⅲ-A-1 の現状と改善の取り組み＞

本学は、生活科学科と幼児教育学科を設置し（学年定員 50 名定員）、このうち生活科学科は生活科学専攻（学年定員 20 名）と食物栄養専攻（学年定員 30 名）があるが、本学全体及び学科・専攻には必要な教員を配置・編制しており、その数は短期大学設置基準に定める教員数を充足している。

専任教員の職位は、本学の教員選考規則に基づき、任用（採用）候補者審査時または昇任候補者審査時に検討し教授会の議を経て理事長に上申するが、その職位は、教育業績、研究業績、制作物発表、その他の経歴等は短期大学設置基準の規程を充足している。

学科・専攻では、それぞれの教育課程編成・実施の方針に基づいて専任教員と非常勤教員を配置している。また、生活科学科食物栄養専攻には栄養士法施行規則第 9 条に定める数の、実験・実習助手を配置している。

非常勤教員の採用にあたっては、学位、研究業績、その他の経歴等、短期大学設置基準の定めを準用している。採用候補者から履歴、教育・研究業績を含む個人調書の提出を受け、審査を行っている。

本学では、教員の選考及び昇任の必要が生じた場合には、学長・学科長（採用時は審査員教員を含む）によって審査を行っている。教員採用にあたっては教員選考規則に、昇任にあたっては昇任候補者選考基準によって選考を行っている。

〔区分 基準Ⅲ-A-2 専任教員は、教育課程編成・実施の方針に基づいて教育研究活動を行っている。〕

＜区分 基準Ⅲ-A-2 の現状と改善の取り組み＞

本学専任教員の令和元（2019）年度及び過去 5 年間の研究活動状況を別に示すが、研究活動の多くは学科・専攻の「教育課程編成・実施の方針」に基づいて開設している科目での教育内容に関わるものであり、その意味でも成果をあげていると言える。

本学では、外部資金（科学研究費補助金、外部研究費）を活用して研究活動を行うケースは多くはないが、令和元（2019）年度は 1 名が研究分担者として科学研究費補助金を獲得し研究活動を行った。

専任教員の研究活動に関しては、研究倫理・研究活動での不正行為防止規則と研究費に係る規程を制定している。新任教員が着任する 4 月の教授会で、教員全体に改めて研究倫理に関する説明を行ったうえで、研究倫理と不正行為防止に関する e-ラーニング受講を求め、その実施を確認する。また、6 月には自己点検評価委員会から、個人別の「個人調書・研究業績書」、「研究活動状況報告」（追加を含む）の提出を求め、受領後、整理し、研究活動等の状況を確認している。

研究成果の発表については、各教員がそれぞれ所属する学会・研究会等で研究発表・報告、学術誌への論文投稿等として行っている。また、本学では『釧路短期大学紀要』を発行しているほか（釧路短期大学附属図書館 Web ページ <http://www.midorigaoka.ac.jp/kushilib/>〔以下、附属図書館 Web ページ〕> 釧路短期大学

紀要)、幼児教育学科が『釧路短期大学幼児教育学科実践報告』3号を年度末に発行し、ホームページに掲載している(本学 Web ページ>釧路短期大学 情報公開>その他の情報公開>その他の報告書)。

専任教員には個別の研究室がある。授業や担当業務がない時間帯を研究時間に充てることができるが、1日単位での研究日は設定できていない。これは2年という比較的短い期間に多種の免許・資格取得を行う状況にある小規模短期大学全体に共通することと思われる。また、市内の他大学、専門学校等から出講・相談員等の要請もあり、週2回を原則として許可しており、半日単位の空き時間があってもそれらに充てられる場合も多い。研修(自宅での研修を含む)は、届出を出せば通常は認められている。ただし、年度末の新型コロナウイルス感染・感染拡大防止策に関する北海道独自の緊急事態宣言期間(令和2(2020)年2月28日~3月19日)には、届出の有無にかかわらず研修の自粛、中止が相次いだ。

専任教員の留学、海外派遣、国際会議出席については、特段の定めを設けておらず、必要な場合は、学校法人緑ヶ岡学園「旅費規程」による「国外出張」の扱いとなる。

FD活動については、SD活動とあわせてFD・SD推進委員会規程を設け、教員の研修等の企画・実施及び支援、授業評価及び公開授業の実施、職員の大学運営に必要な知識・技能、能力・資質の向上の推進に向けた企画・立案及び支援等を定めており、教職員合同の研修(多くの場合に非常勤教員も含む)を実施している。令和元(2019)年度は、9月に第一部として「授業実践報告」(FD)を3名の専任教員から受け、午後はSD研修「学生の成長支援・学修成果の可視化について」を大学教育等に係る事業を展開している民間企業から講師を招いて実施した。なお、授業実践報告には学生6名(社会人入学生)の参加を求め、感想・意見も得ることができた。なお、学修成果の可視化については、学教育に係る民間企業作成の学生の成長支援・成長測定に関するテストを活用できないか、検討を始めた。

[区分 基準Ⅲ-A-3 学生の学習成果の獲得が向上するよう事務組織を整備している。]

<区分 基準Ⅲ-A-3の現状と改善の取り組み>

本学には、事務組織として教務・学生課、附属施設として図書館及び生涯教育センターがあり、これらの業務の担当者は事務職員に位置づけられ、責任体制は明確になっている。本学の教育研究活動等に係る事務職員への指示・命令は学長より受けており、さらに附属機関の職員は図書館長あるいは生涯教育センター長の直属である。

事務職員の専門的な職能は、学内外の研修等で培うとともに、業務の中での情報収集や共有、多様なニーズを持つ学生との関わりなどの実務を通して実体験から養うことも多い。なお、専門的職能の有資格者は、附属図書館職員はいずれも「司書資格」、教務・学生課職員の一部は「ジョブ・カード作成アドバイザー」(1名)、「スチューデントコンサルタント」(2名)である。

附属機関の職員は図書館司書と生涯教育センター事務局を兼務しており、双方の活動を通して幅広い知見が養われている。教務・学生課職員の約半数は助手(食物栄養専攻実験・実習、学科業務)を兼務し、学生や学科内の状況を把握していることが学生支援に効果をもたらしている。また、教務・学生課の地域連携専門員は生涯教育センターの地域連携事

業の庶務も担い、学内の地域発信情報の全体を束ねており、本学の取り組み全体を俯瞰する位置にいる。さらに、全職員が常設委員会の何れかの委員を兼務し、教員と共に学内事情を知り、課題解決への働きかけを教職協働で進めやすいものとなっている。これらは、少数の職員で学内全体を把握し、能力を発揮しやすい利点となっているが、兼務による業務量の負担は否めない。

事務関係諸規程は規程集にまとめられ、学内の全教職員が学内 LAN によりオンライン上で全て閲覧可能である。

事務部門には事務処理のために必要なパソコン、プリンター、コピー機等の情報機器のほか、事務作業や学生対応等に必要な機器備品類を備え、適宜、機器の更新や補充を行っている。

本学の SD 活動は FD・SD 活動に係る規程に則り、FD・SD 推進委員会が実施計画をたてて進めている。短期大学設置基準の改正（平成 29（2017）年度-SD 義務化、SD 対象職員の拡大、FD 領域との区別）を踏まえ、大学運営の高度化をはかる必要性和その担い手である職員の資質、能力の向上を支える組織づくりと教職協働で学生の成長に寄与するための情報共有を進めている。SD の内容は、FD 領域以外で本学が必要とするその時々課題を題材にしている。SD 研修会は定着しているが、小規模組織であるため、業務量が増える年は研修が負担過重にならないよう、各年の活動状況に合わせた柔軟な取り組みとしたい。

事務処理上の確認や見直しは随時行い、処理の改善とチームワークの向上に努めている。

教員や関係部署とは、小規模組織の特性を生かして日頃から連携しやすい環境にあり、学修成果の獲得に向けて一体となって学生を後押しする環境にある。教授会には事務職員も参加し、記録は本学事務職員のほか法人事務局にも報告して共有する流れをとっている。さらに、職員全員が常設委員会に所属しており、FD・SD 活動においても教職協働で情報共有を行ない、学生の成長支援に関わる課題を早期に検討できる体制である。

以上に関連して、令和元（2019）年度以降の改善計画及び行動計画を以下の通り掲げていた。

- ・改善計画

- 1.外部情報の収集機会を増やし、収集した情報の共有をすすめる。
- 2.職員の能力や適性を十分に発揮できる環境を整える。
- 3.学生の学修成果の獲得が向上するよう、教員や他部署と連携する。
- 4.防災対策をすすめる。

この改善計画を実現するための行動計画は次である。

- ・行動計画

- 1.大学環境の高度化・多様化を踏まえて、職員の専門性の向上、大学動向の把握、業務上の知見の獲得や諸問題の解決法などに関する学外研修への参加機会を増やす。
収集した情報は共有し、教育・研究活動の質向上に役立つよう学内にフィードバックする。
- 2.能力向上や自己研鑽を SD 活動として支援する。研修に要する時間を創出できるよう業務の効率化を検討・工夫する。
- 3.学生を後押しする両輪として教職協働が効果的に機能するよう、教員との日常的な

会話からも教育・研究活動のニーズ把握と共有に努める。法人本部の協力を得、相互の現状認識を深める。

4.防災及び緊急事態への対応について、研修機会を設け、備える。

これらの行動計画の実施状況について述べる。令和元（2019）年度のSD研修会は9月に「学生の成長支援・学修成果の可視化について」をテーマに実施した。外部研修には全員が交代で参加することを定型化し、収集した情報の共有を行なった。この年度の実施状況は、図書館職員が専門職研修に2回（2名）、教務・学生課は学生支援、教学事務、大学運営に関する研修に8回（4名）参加し、大学動向の把握や業務上の知見を拡げ、収集した情報の共有を行なった。しかし、当該年度は事務部門の業務量増加に伴い、業務の見直し・工夫が及ばず、学内のSD研修会は必要最小限となった。教職協働の協力関係は、委員会業務ほか日常的な体制の中でスムーズであった。今後は学生の地域貢献活動において、教職員がより連携することにより活動の拡充をはかりたい。また、財務、予算執行・管理を含め、法人事務局との情報共有をはかり、協力体制を整えたい。防災研修は実施できなかったが、防災体制整備の中で今後も機会を得たい。

〔区分 基準Ⅲ-A-4 労働基準法等の労働関係法令を遵守し、人事・労務管理を適切に行っている。〕

＜区分 基準Ⅲ-A-4 の現状と改善の取り組み＞

教職員の就業に係る規程等として、いずれも本学を設置している学校法人緑ヶ岡学園制定による次の諸規定がある（なお、下記規程の「職員」は教育職員及び事務職員・技術職員・労務職員を指す）。

すなわち、就業規則及び非常勤職員就業規則、育児休業・介護休業規則、給与規程及び非常勤職員給与規程などに加えて、職員のストレスチェック規程、公益通報者保護の規程、人事・給与及び勤務条件他に関する疑義申し立てに係る規程などを整備している。

また短期大学の規程等として、教職員も適用対象とするハラスメント防止・解決に関する規程及びハラスメントの防止・排除に関するガイドライン等を制定・整備している。

これらの諸規程は、本学の専任教職員が利用可能な学内LAN上のフォルダに保存し、常時、閲覧できるようにしている。また、学校法人制定の就業に係る諸規程の改正がなされた場合は、教授会等にて短期大学教職員に周知・徹底している。

これらの諸規程に基づき、教職員の就業を適正に管理している。出退勤はタイムカード、休暇は届出・学長等の確認、出張・研修は命令または申請と学長等の確認によって把握または処理しており、それらによって事務職員の超過勤務時間と手当額の確認も行っている。ただし、教員の勤務時間は柔軟に処理されている。なお、いわゆる「働き方改革」に関連して、令和元（2019）年度より使用者に課された、定められた条件を満たす教職員の年次有給休暇の最低5日取得義務を履行するよう、短大の管理職等に求め、その履行を進めた。

年に1回、法人事務局が教職員に対しストレスチェックを実施し、必要な場合には、医師による面接指導等を行うことになっている。

＜テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源の課題＞

（Ⅲ-A-3）

1. 外部情報の収集機会を増やし、収集した情報の共有をすすめること。
2. 職員の能力や適性を十分に発揮できる環境を整えること。
3. 学生の学修成果の獲得が向上するよう、教員や他部署と連携すること。
4. 学生の地域貢献活動を拡充するため教職員の連携を推進すること。

(Ⅲ-A-4)

1. 事務職員の業務担当範囲と量が年々拡大する傾向にある。令和元（2019）年度は、前年度に終えた耐震補強後の校舎・教室あるいは設備等の利用に係る業務と、翌年に控えた大学等修学支援新制度の実施に向けた業務などが増え、学生募集や学生支援に係る業務量の増大と相まって、就業時間では業務をこなせない状況が続き、超過勤務が常態化した。また、休日である第2・4土曜日にも非常勤講師による授業が行われるケースが増えており、事務職員が出勤せざるを得ない。こうした状況の改善に向けて業務の効率化などが必要となるが、たとえば効率化のための準備作業に着手すること自体が容易ではない。

<テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源の特記事項>

とくになし

[テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源]

[区分 基準Ⅲ-B-1 教育課程編成・実施の方針に基づいて校地、校舎、施設設備、その他の物的資源を整備、活用している。]

<区分 基準Ⅲ-B-1 の現状と改善の取り組み>

本学の校地面積は 23,273 m²であり、短期大学設置基準（収容定員×10 m²=2,000 m²）を上回っている。このほかに運動場（共用）の面積が 11,475 m²あり、日常的な教育や学生が課外活動などを行う上で支障のない広さである。

校舎の面積は 7,920 m²で、短期大学設置基準（3,250 m²）を大きく上回っている。

入口には必要に応じて移動式スロープを設置することができ、階段は昇降機の準備があり、障がいを持つ学生に対応可能である。

講義・演習室は全 25 室、実験・実習室は全 4 室、PC 演習室 1 室、教室以外にラーニング・コモンズ 3 室を用意し、学科・専攻の教育課程編成・実施の方針に基づいて行う授業に対応する数を用意している。

なお、本学では通信による教育を行う学科・専攻課程を開設していない。

授業を行うための機器・備品は、教員の要望を踏まえ必要な数を整備している。各室には、プロジェクター・スクリーン他視聴覚機器を備え、点検・修理・入れ替えを行なっている。

校舎・施設関係で、令和元（2019）年度以降に向けて示した改善計画及び行動計画は次のとおりであった。

・改善計画

1. 校舎・施設の環境整備を継続的に行う。
2. 学修成果獲得に必要な各教室等の機能を向上させる。

このための行動計画は以下の通りである。

・行動計画

1.校舎・施設の整備計画を検討し、機能やアメニティが低下しないよう保守修繕に努める。

2.特別教室・一般教室・ラーニングコモンズの教育環境整備を進める。

①PC 演習室のコンピュータを最新機器に更新する（令和 2（2020）年度まで）。

②各教室のインターネット環境を整える（A 棟のインターネット速度向上、B 棟に無線 LAN 拡張）。フリースポットを設置する。

③B 棟ラーニングコモンズの環境整備を進める。

令和元（2019）年度は、前年度の耐震補強工事により校舎の安全性・耐久性が向上し、棟続きの旧専門学校棟（B 棟）が本学の校舎となったことから、2 つの棟全体をバランスよく効果的に活用することを念頭に整備を進めた。前年度に幼児教育学科の研究室（一部を除く）が B 棟に移転した。令和元（2019）年度は B 棟の一部を補修し、教室およびラーニングコモンズを新しい棟（B 棟）に分散し、スペースにゆとりを持たせた学修活動が可能となった。加えて、A 棟に照明器具の LED 化を進める計画をたて、明るく快適な空間を拡げる予定となった（令和 2（2020）年度着工予定）。

新たな課題として、冬期の暖房について整備の必要性が浮上した。

また、PC 演習室のコンピュータを令和 2（2020）年度に最新機器に更新する計画を立てた。さらに、A 棟の一部インターネット回線速度の加速、無線 LAN（フリースポット設置）等通信環境の整備を進めた。さらに、B 棟教室にプロジェクター、スクリーンの設置、ラーニングコモンズへの改修・環境整備（釧路短期大学後援会補助）を進め、B 棟はアクティブ・ラーニングを促進させるための ICT 環境の措置が進んだ。令和元（2019）年度末には、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策のために分散授業を想定し、多様なメディアを高度に利用して教室等以外の場所で授業を行う試みを開始した。

学生貸出し用 iPad やノート PC のメンテナンス（更新）に加え、遠隔授業実施のための通信環境整備は今後の課題である。

次に、附属図書館と生涯教育センターについて述べる。

1) 附属図書館

①図書館施設の現状

附属図書館は 3 階に位置し、専用延べ床面積 551.08 m²、座席数は 53 席、館内に絵本とおはなしの部屋「でんでん」（収容可能人数 12 人相当）が設置されている。

フロア構成は、第一閲覧室、第二閲覧室、グループ閲覧室、絵本とおはなしの部屋「でんでん」、事務室兼資料整理室の 5 室である。第一閲覧室内にはライティング支援コーナーを設けている。B 棟にも蔵書収蔵スペースとして「開学 50 年記念メモリアルアーカイブ」があるほか、平成 30（2018）年度に図書館資料室を新設した。

②蔵書の現状、利用状況

令和 2（2020）年 3 月末日現在の蔵書数は 45,909 冊（和書 43,251 冊・洋書 1,991 冊・視聴覚資料 667 点）、所蔵学術雑誌 112 種（うち令和元（2019）年度に購入した学術雑誌は 59 種）である。図書購入決算（令和元（2019）年度）は、新聞・雑誌購入費を含めて 2,623 千円であった。

令和元（2019）年度の利用状況は、学生 1 人あたりの貸出冊数は 13.7 冊、地域住民への貸出冊数は 562 冊だった。開館日数は 243 日、入館者数は 19,417 人であった。

また、附属図書館が令和元（2019）年度以降に向けて示した改善計画及び行動計画は次のとおりであった。

- ・改善計画

- 1.附属図書館では、地域社会の文化の向上と福祉への貢献を視野に将来構想・将来目標の情報収集を継続していく。
- 2.附属図書館では、「開学 50 年記念メモリアルアーカイブ」の利用について引き続き整備していく。
- 3.『釧路短期大学紀要』の段階的な見直しに着手する。
- 4.附属図書館の『『読む』こと、『書く』こと支援』の機能補完を通じ、生涯教育センターの受容基盤を拡充する。

これらに基づき、次の行動計画を設定した。

- ・行動計画

- 1.附属図書館では、学生や教職員、市民の利用者が地域情報の蓄積を、継続的に行うことのできる機会を提供する。
- 2.附属図書館では、「開学 50 年記念メモリアルアーカイブ」の利用について引き続き整備していく。
- 3.『釧路短期大学紀要』について、機関リポジトリによる公開の準備を進める。
- 4.附属図書館の『『読む』こと、『書く』こと支援』コーナーを補完する設備として生涯教育センター会議室を機能させる。

③地域資料の収集と活用および出版支援

地域資料の収集は附属図書館資料収集細則に基づき行っているほか、地域関連科目での資料活用を想定し、シラバスもその参考としている。また、年度当初にはシラバス掲載の参考図書以外に必要な資料がないか教員へ呼びかけを行っている。また、廃棄は附属図書館除籍細則に基づき行っている。

地域情報に限らず、希望する情報に学生自身がダイレクトにアクセスできるよう、図書館活用法周知を目的とした学科別の新入生オリエンテーション（ガイダンス）を毎年度 4 月に実施している。さらに令和元（2019）年度は教員の協力を得て 4 月に各学科・専攻の授業 1 コマを利用した図書館職員による 1 年生対象の「文献探索講座」を行ったほか、生活科学専攻 1 年を対象に論文・レポート作成のための同講座（6 月）も別途実施した。

④開学 50 年記念メモリアルアーカイブの整備

開学 50 年を皮切りに市民からの寄附が定期的に寄せられ、図書館ではそのほとんどを地域資料のコレクション充実に充ててきた。「開学 50 年記念メモリアルアーカイブ」では、それらの資料の収集・保管とともに、将来的に企業や有識者の蔵書を受け入れて公開できるだけの環境構築も視野に入れ、引き続き整備を進める。

⑤釧路短期大学紀要の刊行と公開

『釧路短期大学紀要』については、前年度同様、業務量の増加にともなう作業の遅延が生じ、発行時期は例年並みにとどまった。まず、附属図書館ホームページ内での PDF 公開を視野に入れ、検討する。

⑥『読む』こと『書く』こと支援

第一閲覧室内に開設している、『読む』ことと『書く』ことの支援を目的としたライティング支援コーナーでは、通年で延べ 62 台のタブレットパソコン利用があった。また、学生同士で本を紹介し合う読書会を 7 月から 12 月にかけて 3 回開催し、各回 10 名程度の参加を得た。第 2 回までに紹介された本、およそ 80 冊のうち所蔵のないものをできる限り蔵書として受け入れ、大学祭にて展示を行い、学生や来場者への図書館利用と読書の普及に努めた。

⑦市民向け公開講座：I-A-2 参照

2) 生涯教育センター

①生涯教育センター施設の現状

生涯教育センターは本学 A 棟 2 階に位置する。センター長である教員用研究室と会議室あわせて専用延べ床面積は 36 m²である。ほかに生涯教育センター資料室を B 棟 3 階に設けている。

本センターは、生涯教育センター規程により設置している。またその業務として「(1) 生涯教育の研究を行うこと」「(2) 市民講座、セミナー及び研修会等の開設に関すること」、「(3) 地方公共団体等からの委託事業並びに短期大学士課程教育の充実のため地域連携を促進すること」など、5 点を行うこととしている。

本センターには運営委員会を置いている。委員の委嘱は学長が行い本学教員及び学外の有識者をそれぞれ若干名委嘱し、学内外の意見を業務に反映させることとしている。

本センターの庶務は附属図書館司書が兼務している（辞令発令はないが）。ほかに専任でセンター長 1 名（教員）を発令している。平成 24（2012）年 4 月、規程に「地域連携を促進」を追加して以降、教務・学生課に「地域連携専門員」（係長職）を配置した。これをうけ、所管庶務を「非学位課程」担当と「学位課程」担当に二分した。前者については附属図書館職員がセンター長指揮のもと、標茶町との提携及びテキスト等の出版刊行を分担している。後者の「学位課程」は教務・学生課長の管掌事務として地域連携担当員が担務している。

平成 30（2018）年度に本学校舎の耐震補強工事をすすめ、あわせて B 棟を開設したことをうけ、センター長教員用研究室に隣接して会議室（座席数 6 席）、生涯教育センター資料室を増設した。

②市民向け公開講座等の実施：I-A-2 参照

なお、体育館の面積は 1,159 m²あり、本学の教育課程に適切な広さを有している。

〔区分 基準Ⅲ-B-2 施設設備の維持管理を適切に行っている。〕

<区分 基準Ⅲ-B-2 の現状と改善の取り組み>

施設設備の維持・管理については、学校法人緑ヶ岡学園経理規則に定める固定資産管理関係規程を整備しており、固定資産や物品（消耗品および貯蔵品）等の会計についても規定し、公認会計士監査でこの規程に従って監査が行われている。施設設備、物品の維持管理は、諸規程に従い、法人事務局が行っている。

火災・地震対策は「消防計画書」によって備え、防災、電気、水道等の設備は法定に従って点検・整備を行っているほか、地震対策として補強工事を平成 30（2018）年度に終えた。

また、地震、火災を想定した消火訓練を行った。なお、本学学生委員会より「大地震発生時の初動対応案」及び「風水害（台風）・大雪発生時の対応案」が提示され、対応を始めた。

また、防犯対策は、キャンパス各所に設置された防犯カメラで日常的に監視するとともに、休日、夜間は警備員が外来者の確認・巡回を行っている。

情報資産を守る情報システムの安全については、規程に基づき学園内ネットワークとその接続機器について、IT 技術管理委員会が中心となって適正な運用と保守管理を行った。教職員が使用する機器およびデータについては、部署の技術担当者が必要に応じて助言・指導を行った。それぞれで共有すべきデータは利用権限を設定した上で、ファイルの共有管理を行った。

省エネルギー対策は、人的レベルで節電意識を促して日常化しているが、節電計画として A 棟の照明器具の LED 化を令和 2（2020）年度より予定している。野外はセンサーライトによる節電の自動化を継続している。今後は、校舎の拡張部分（B 棟）について、環境への配慮を進めたい。

なお、施設設備の維持管理について令和元（2019）年度以降に向けて示した改善計画及び行動計画とその点検・評価結果を以下に示す。

- ・改善計画

- 1.施設設備の維持管理を継続的に進める。
- 2.施設の火災・地震対策、防犯対策を整える。
- 3.コンピュータシステムのセキュリティ対策を継続する。

- ・行動計画

- 1.施設設備の維持管理計画をたて、施設の機能向上と利活用の促進をはかる。
- 2.施設の火災・地震対策、防犯対策のための諸規程等を法人事務局と検討する。
- 3.コンピュータシステムのセキュリティ対策として、端末を使用する教職員に対する保守管理、意識醸成とスキルアップのための情報提供・研修機会を検討する。

行動計画第 1 項について、省エネルギー対策として A 棟の照明の LED 化を計画した（3 年計画、令和 2（2020）年度着工）。第 2 項については、未着手であるため継続課題とする。第 3 項については、端末を使用する教職員にセキュリティ対策指導を行った。

<テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源の課題>

（Ⅲ・B・1）

- 1.校舎・施設の環境整備を継続的に行うこと。
- 2.学修成果獲得に必要な各教室等の機能を向上させること。
- 3.附属図書館では、地域社会の文化の向上と福祉への貢献を視野に将来に向けた情報収集を継続すること。
- 4.附属図書館では、「開学 50 年記念メモリアルアーカイブ」を引き続き整備すること。
- 5.『釧路短期大学紀要』の見直しに着手すること。
6. 附属図書館の『読む』こと、『書く』こと支援の機能補完を通じ、生涯教育センターの受容基盤を拡充すること。
7. 新型コロナウイルス感染症拡大をうけて、地域公開講座の実施方法を検討すること。

（Ⅲ・B・2）

本学の校舎は建設(開学)して 55 年以上を経過している。校舎の耐震化は平成 30(2018)年度に終了し、強度が増して安全性が向上した一方で、老朽化に伴い修繕を要する箇所が多くなってくる。財務状況を見ながら計画的に整備をすすめたい。

- 1.施設設備の維持管理を継続的に進めること。
- 2.施設の火災・地震対策、防犯対策を整えること。
- 3.コンピュータシステムのセキュリティ対策を継続すること。
- 4.省エネルギー、省資源対策をすすめること。

<テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源の特記事項>

とくになし

[テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源]

[区分 基準Ⅲ-C-1 短期大学は、教育課程編成・実施の方針に基づいて学習成果を獲得させるために技術的資源を整備している。]

<区分 基準Ⅲ-C-1 の現状と改善の取り組み>

令和元(2019)年度は、平成 28(2016)年度末までにアクティブ・ラーニングを促進させる目的で導入した機器備品について、引き続き利活用をすすめた。特にプレゼンテーション関係機器の使用頻度が高まり、電子教卓など複数メディアの同時制御システムが多く稼働した。また、クリッカーや協働学習支援システムを用いた双方向授業や、タブレット端末を用いた学内外の活動も増え、授業や諸活動の活性化に役立った。ラーニングコモンズなどでの機器・備品の使用・貸出しも定着し、学生にも能動的な学修行動を促す効果が出てきた。これらの機器のうち、特に貸出用ノートパソコン等の更新を検討する時期が来ている。また、プロジェクター等教室内の備品について、メンテナンスが必要なものがある。

令和元(2019)年度は拡張した校舎(B棟)に、後援会の助成を得て予定通りラーニングコモンズを開設した。校舎の耐震補強工事により延期していた PC 演習室の学生用コンピュータの更新を令和 2(2020)年度に行う計画をたてた。

人的支援は、教務・学生課の担当職員が機器備品の指導・支援に奔走し、個別にトレーニングを行った。補助要員としてワークスタディの活用(パソコンの定期整備など)も行ったが、支援要請は増えている。学修成果の獲得には情報の豊富化や多様な授業形態を可能にする支援システムが期待されるが、事務組織の人的負担がますます増えてきた。また、教育研究機器備品の更新は、学科・専攻および部署の次年度予算要求により、優先度を考慮した上で学長裁量経費(臨時経費)として予算措置する流れとした。今後、貸出用 PC の更新やネットワーク環境の整備が課題である。

技術的資源とその他の教育資源の整備について、令和元(2019)年度以降に向けて示した改善計画及び行動計画とその点検・評価結果を以下に示す。

・改善計画

- 1.情報機器等の適切な利用促進をはかる。
- 2.必要な機器備品の更新、維持、整備をすすめる。

・行動計画

1.技術的支援の充実を検討するとともに、教職員に対して情報技術の向上に関するトレーニングを行う。

2.コンピュータシステムの適切な保守・管理、インフラストラクチャー(LAN配線等)の整備、機器・備品の更新について、定期的(PCは5年)に見直し、措置する。

行動計画第1項については、授業の支援として、教務・学生課の担当職員が機器備品使用の支援に日常的に奔走し、個別にトレーニングを行った。第2項については、定期更新が遅れていたPC演習室のコンピュータを令和2(2020)年度に最新機器に更新する計画を立てた。インフラストラクチャーについては、一部インターネット回線速度の改善と無線LANの受信箇所を拡大した。なお、学生貸出し用iPadやノートPCのメンテナンス(更新)に加え、遠隔授業実施のための通信環境整備は今後の課題である。

＜テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源の課題＞

1. 情報機器等の適切な利用促進をはかること。
2. 必要な機器備品の更新、維持、整備をすすめること。

＜テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源の特記事項＞

とくになし

[テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源]

[区分 基準Ⅲ-D-1 財的資源を適切に管理している。]

＜区分 基準Ⅲ-D-1 の現状と改善の取り組み＞

学校法人の資金収支は、経常収支差額がプラスからマイナスに推移しているものの、自己資金が若干ではあるが増加傾向である。また、借入金は、平成30(2018)年度に短期大学校舎の耐震補強工事に伴い北海道私学振興基金協会から低利の資金120,000千円を借り入れているため増加しているが、返済計画通り進んでいる。

事業活動収支において、基本金組入前収支差額は、平成27(2015)年度から収入超過を維持してきたが、令和元(2019)年度は児童・生徒・学生の減少や短期大学に対する国の補助金制度の変更等の影響を受け4,729千円の支出超過に転じている。また、これに伴い当年度収支差額も平成28(2016)年度から収入超過を維持してきたが、令和元(2019)年度5,187千円の支出超過となっている(本学Webページ>釧路短期大学 情報公開>学校法人の情報公開>財務情報>事業活動収支計算書)。

貸借対照表については、資産のうち有形固定資産は校舎等の建物・備品の減価償却により年々減少しているが、預貯金当の流動資産が増加して来ている。平成30(2018)年度短期大学の耐震補強工事で固定負債を増やしたものの、自己資金が外部負債を上回っており良好に推移している。退職給与引当金は、毎年度計算し貸借対照表負債の部に、対応する退職給与引当特定預金を資産の部に明記している。令和元(2019)年度末現在で要退職給与引当金87,898千円に対し、要退職給与引当特定預金は34,283千円であり、準備率39.0%

となっている（本学 Web ページ＞釧路短期大学 情報公開＞学校法人の情報公開＞財務情報＞貸借対照表）。

資産運用は、低金利時代であるが、安全性を重視し資産運用規程に基づき適切に行っている。

学校の教育研究活動の目安となる教育研究経費率（教育研究経費／事業活動収入）は、学校法人直近 3 年間の平均で 24.3%（令和元（2019）年度は 25.17%）である。短期大学の直近 3 年間 30.9%（令和元（2019）年度は 31.08%）と比率が高くなっている。

短期大学の教育用固定資産（施設設備、備品、図書）への支出は平成 29（2017）年度から令和元（2019）年度は 4,500 千円前後で推移し図書費は 2,500 千円を確保している。

平成 27（2015）年度から実施した新経営改善計画により財政状況の改善、財務体質の強化が図られており、現状では資金ショートの可能性は当面考えられない。

学校法人緑ヶ岡学園全体の財政状況については、5 月決算、11 月補正予算、3 月次年度予算承認時の学園理事会に学長が、学園評議員会に学長および教務・学生課長と生活科学・幼児教育両学科長が出席して確認しており、また、理事会決定後に教授会資料で必ず報告されており、全ての教職員が把握できている。

短期大学は、収容定員充足率が平成 30（2018）年度 95%（生活科学 89%）令和元（2019）年度 94.5%（生活科学 86%）令和 2（2020）年度 86%（生活科学 84%）と、ここ 3 年間低下傾向にある。とくに生活科学科の落ち込みが大きい。

〔区分 基準Ⅲ-D-2 日本私立学校振興・共済事業団の経営判断指標等に基づき実態を把握し、財政上の安定を確保するよう計画を策定し、管理している。〕

＜区分 基準Ⅲ-D-2 の現状と改善の取り組み＞

近年、本学では、入学者が定員を満たせないながらも 9 割台の学生を受け入れることができてきた。しかし、令和 2（2020）年度入学生はこれまで比較的好調だった幼児教育学科入学生も 38 名（50 名定員）となり、おそらく初めて 8 割を下回った。食物栄養専攻学生が 28 名と平成 24（2012）年度入学（33 名）以来、久しぶりに 30 名に迫る入学者がいたため、全体では 8 割以上を確保できたが、少子化と、大学等修学支援新制度の開始で入学希望者の動向がつかみにくいこともあり、今後の学生確保については予断を許さない。既に、生活科学専攻で取得可能な資格に観光実務士を加え、全学的にも社会人基礎力をどのように身につけられるかを想定しながら教養教育改革に着手してはいるが、必ずしも「将来像」は明確ではない。

本学の強み・弱みについては、平成 28（2016）年 9 月、FD・SD 研修で SWOT 分析を試みたことがあるが、教職員の入れ替えもあり、必ずしも現在その結果が共有されているとは言えない。

学生募集については、入試委員会、入試制度検討委員会で検討されており、入試における面接試験に集団面接を導入し、受験者の考えがより明確に意識化されることを期待している。また、一時期に比べ、高等学校からの出前授業の希望数が減少しており、本学からの働きかけを再考する必要があるだろう。

学納金については、本学は北海道内の短期大学（部）のなかでもかなり低額な方であるが、大学等修学支援新制度が始まったこともあり、学納金が低額であることが学生確保に

結びつくとは限らない。経営の観点からは、学納金を見直す時期であろう。

人事については、計画できる定年による退職以外の退職は突然生じるため、退職希望が出た場合、速やかに採用行動を起こせる態勢をとり、募集・採用を進める外にはない。

施設設備については、特に校舎に関して、棟続きの介護系専門学校の校舎部分が、その閉校（平成 29（2017）年度末）により取り壊しの可能性もあったが、当該校舎を耐震補強し、短期大学の一部を移し（短期大学の B 棟とした）、旧来の校舎（A 棟）をさらに耐震補強を行うことができた。既に、B 棟 1 階の一部を附属幼稚園（認定こども園）の子育て支援事業に充てるなどで用いているが、今後、空きスペースをさらに有効活用する余地がある。

なお、現在のところ、外部資金の確保、遊休資産の処分等の明確な計画はない。

また、学科・専攻課程の定員数の変更を考慮する計画もないが、今後の学生募集状況を見ながら、必要により検討を行う可能性はあろう。学科間の経費配分については、特段の問題は生じていない。

学内の経営状況については、学長が理事会、所属長会議での主要案件について教授会で資料を添付して報告をおこなっており、経営情報の公開は確実になされており、危機意識も共有できている。

<テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源の課題>

1. 経常収支差額は支出超過状況であること。
2. 学生数を確保すること。
3. 退職給与引当特定預金を積み増すこと。
4. 短期大学校舎の改善を進めること。

<テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源の特記事項>

とくになし

<基準Ⅲ 教育資源と財的資源の改善計画>

今回の自己点検・評価の課題についての改善計画

（Ⅲ-A-3）

1. 外部情報の収集機会を増やし、収集した情報の共有をすすめる。

大学環境の高度化・多様化を踏まえて、職員の専門性の向上、大学動向の把握、業務上の知見の獲得や諸問題の解決法などに関する学外研修への参加機会を増やす。収集した情報は共有し、教育・研究活動の質向上に役立つよう学内にフィードバックする。

2. 職員の能力や適性を十分に発揮できる環境を整える。

能力向上や自己研鑽を SD 活動として支援する。研修に要する時間を創出できるよう業務の効率化を検討・工夫する。

3. 学生の学修成果の獲得が向上するよう、教員や他部署と連携する。

学生を後押しする両輪として教職協働が効果的に機能するよう、教員との日常的な会話からも教育・研究活動のニーズ把握と共有に努める。法人本部の協力を得、相互の現状認識を深める。

4. 学生の地域貢献活動を拡充するため教職員の連携を推進する。

地域貢献活動にむけ、教員の企画・開発力と職員の実務処理力を高める。

(Ⅲ-A-4)

1. 教務業務に有用なシステムの導入

事務職員の超過勤務が常態化している状況の改善に向けて、関連業務の一部のシステム化(専用ソフトウェアの導入)の検討を進め、有用で導入可能なソフトウェアがあれば、令和3(2020)年度に予算を確保して導入する。

(Ⅲ-B-1)

1. 校舎・施設の環境整備を継続的に行う。

校舎・施設の整備計画を検討し、機能やアメニティが低下しないよう保守修繕に努める。

2. 学修成果獲得に必要な各教室等の機能を向上させる。

特別教室・一般教室・ラーニング commons の教育環境整備を進める。

① PC 演習室のコンピュータを最新機器に更新する(令和2年度まで)。

② 遠隔授業実施のための通信環境も見据え、各教室のインターネット環境を整える(A棟のインターネット速度向上、B棟に無線 LAN 拡張)。フリースポットを設置する。

③ 冬期の暖房設備について検討する。

3. 附属図書館では、地域社会の文化の向上と福祉への貢献を視野に将来構想・将来目標の情報収集を継続していく。

附属図書館では、学生や教職員、市民の利用者が地域情報の蓄積を継続的に行うことのできる機会を提供する。

4. 附属図書館では、「開学 50 年記念メモリアルアーカイブ」の利用について引き続き整備していく。

5. 『釧路短期大学紀要』の段階的な見直しに着手する。

『釧路短期大学紀要』について、附属図書館ホームページ内での公開に向けた準備に着手する。

6. 附属図書館の「『読む』こと、『書く』こと支援」の機能補完を通じ、生涯教育センターの受容基盤を拡充する。

附属図書館の「『読む』こと、『書く』こと支援」コーナーを補完する設備として生涯教育センター会議室を機能させる。

7. 新型コロナウイルス感染症拡大をうけ、令和2(2020)年1月以降に予定の地域公開講座は延期、新年度においても「通信教育型講座」への移行を決めた。

新型コロナウイルス感染症拡大の影響で地域公開講座には二つの対応をする予定。

1) 「道東文化塾」は印刷教材の事前配布に、地域コミュニティ放送を通じ開設。

2) リカレントは提携団体との共同として学内で開催、本学参加者にはオンラインほかの方法で開設する計画。

(Ⅲ-B-2)

本学の校舎は建設(開学)して55年以上を経過している。校舎の耐震化は平成30(2018)年度に終了し、強度が増して安全性が向上した一方で、老朽化に伴い修繕を要する箇所が多くなっていく。財務状況を見ながら計画的に整備をすすめたい。

1. 施設設備の維持管理を継続的に進める。

施設設備の維持管理計画をたて、施設の機能向上と利活用の促進をはかる。

2.施設の火災・地震対策、防犯対策を整える。

施設の火災・地震対策、防犯対策のための対策を法人事務局と検討する。

3.コンピュータシステムのセキュリティ対策を継続する。

コンピュータシステムのセキュリティ対策として、端末を使用する教職員に対する保守管理、意識醸成とスキルアップのための情報提供・研修機会を検討する。

4.省エネルギー、省資源対策をすすめる。

照明器具のLED化をすすめる（3年計画、令和2（2020）年度着工）。

（Ⅲ・C-1）

1. 情報機器等の適切な利用促進をはかる。

技術的支援の充実を検討するとともに、教職員に対して情報技術の向上に関するトレーニングを行う

2. 必要な機器備品の更新、維持、整備をすすめる。

コンピュータシステムの適切な保守・管理、インフラストラクチャー（LAN配線等）の整備、機器・備品の更新について、定期的（PCは5年）に見直し、措置する。

（Ⅲ・D-1）

1.経常収支差額は支出超過状況であるため、学生数の確保を進める

短期大学は、平成30（2018）年度に校舎耐震補強工事を行ったことに加えて、学生の定員充足率が下がって来たことで経常収支差額が支出超過状況となっている。今後、学生数増加を図るための方策が現在の最大の課題と認識して、諸方策を展開する。

2.退職給与引当特定預金を積み増す。

法人としては、法制度の変更もあり、退職給与引当特定預金の積み増しを次年度から年次計画で予定しており、早急に準備率を100%にして行きたい。

3.短期大学校舎の改善を進める。

①照明器具のLED化

施設設備面では、現在、短期大学校舎において釧路市の補助金や北海道私立学校振興基金協会の寄附金を活用して年次計画的に照明器具のLED化を進めている。

②蒸気に替わる暖房システムの構築

短期大学では暖房設備について蒸気ボイラーが老朽化しているとともに、ボイラーマンも高齢化していることから、蒸気に替わる暖房システムの構築が求められており、年次計画的取り組みを検討する。

【基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス】

〔テーマ 基準Ⅳ-A 理事長のリーダーシップ〕

〔区分 基準Ⅳ-A-1 理事会等の学校法人の管理運営体制が確立している。〕

＜区分 基準Ⅳ-A-1 の現状と改善の取り組み＞

理事長は、建学の精神及び教育理念・目的などを踏まえて、短期大学の運営はもとより、学校法人の運営全般に対して、常務理事との協力や所属長会議等のコンセンサスを得ながらリーダーシップを発揮し、学園全体の発展に努めている。

理事長は、寄附行為に基づきながら理事会の議長を務め、学校法人緑ヶ岡学園を代表し法人業務を総理している。

法人経営については、若干ながら改善は見られるものの、今後の人口減少・少子化の進展、社会情勢の変化により、経営が悪化に備えて、学園の直面する課題について教職員にも情報を開示し、共通の認識の上に立ちながら新経営改善計画に引き続き、経営強化推進計画（令和元（2019）年度から令和 5（2023）年度）を策定し実行している。また、法改正により責任が重くなった理事及び監事の権限のもと、所属長会議のより活性化を図りながら、学園経営・管理運営に当たって行く必要がある。

理事会は、理事長のリーダーシップのもと、学校教育法、私立学校法、短期大学設置基準等に基づき、適切な対応が図られ、学校法人、学園の管理運営体制が確立されている。法人は、私立学校法の定めに基づいて、短期大学を含め各所属校の事業計画や財務状況をホームページで公開し、更に短期大学では、学校教育法施行規則等に基づく種々の教育情報や自主刊行物などを積極的に公表している。

＜テーマ 基準Ⅳ-A 理事長のリーダーシップの課題＞

＜テーマ 基準Ⅳ-A 理事長のリーダーシップの特記事項＞

とくになし

〔テーマ 基準Ⅳ-B 学長のリーダーシップ〕

〔区分 基準Ⅳ-B-1 学習成果を獲得するために教授会等の短期大学の教学運営体制が確立している。〕

＜区分 基準Ⅳ-B-1 の現状と改善の取り組み＞

現・学長（以後、学長）は、平成 29（2017）年度に学長候補者選考に係る定めに則り、学長推薦会の答申を得て次期学長候補者として任命権者である学校法人理事長に推薦・上申され、理事会での決定を受けて平成 30（2018）年度に就任した。

学長は当該職に就くまで、生活科学科担当の専任教員として教育研究の職務を担いつつ、生活科学科長として学科運営・短期大学運営にあたるとともに、短期大学基準協会（当時）の第三者評価委員及び ALO の業務等を通じて他の短期大学の運営に関する幅広い知見も

有している。

学長は、本学の教学運営の最高責任者として教育研究・大学運営全般にわたってリーダーシップを発揮するとともに、その権限と責任のもとに教授会の意見を参酌して最終的な判断を行い、その任を果たしてきている。

学長は、それまで未策定だったアセスメント・ポリシー案を作成・提示し、教授会の意見を参酌して決定し（平成 30（2018）年度）、さらに、本学の建学の精神とそれに基づく教育理念の一つである地域社会への貢献を計画的に推進するため「釧路短期大学・地域連携推進プログラム」案を作成・提示のうえ、教授会の意見を参酌し決定した（令和元（2019）年度）。また、地域に関わる教育活動の展開を支える「地域教育活動推進経費」や、地域に関わる研究活動を支援する意義のある「特別研究費」などの学長裁量経費を予算で措置し、建学の精神・教育理念に基づく教育研究活動を推進するなど、本学の教育研究活動の向上・充実にに向けた努力をしている。

大学運営を着実に適切に進めるにあたり、教職協働を強めることがますます重要になってきている。学長は、教務・学生課及び附属図書館・生涯教育センター所属の職員について、教務・学生課長及び附属図書館長（生涯教育センター長兼任）との情報交換・協議及び諸決定・指示などを通じて統督している。また、職員を SD 活動に加えて FD 研修等にも参加するよう指示し、教職員総体による本学の教育研究活動の展開・発展を促している。

学長は、令和元（2019）年度末の北海道における新型コロナウイルス感染拡大をうけ、学位授与式及び関連行事の中止を決定し、危機管理におけるリーダーシップを発揮した。

学生に対する懲戒は学則及び規程に基づき、厳正に行うとともに、適切な指導に努めている。

本学の教授会は教授会規則に則り、通常の会議は専任の教授・准教授・講師の出席を求めて行っている（定例会として 1 か月に 1 回、必要な場合、臨時教授会を招集。とくに必要な場合は、学長・教授のみで開催する）。また、教職員全体での情報共有、状況認識・課題や方針理解を進めるため、事務職員（教務・学生課長、同課職員一記録担当）も出席させている。議事録は教授会記録担当職員がまとめたものを学長が確認し、全教職員に公表している。なお、学長は、理事会・評議員会及び所属長会議（月 1 回、学校法人理事長及び各部門の所属長が出席し、部門全体に関わる事項の検討、各部門の報告が行われる）の内容について教授会で報告し、法人全体または部門にして関連する事項について周知し情報共有を図っている。

教授会は、附属機関・学科・諸委員会等からの報告・連絡事項及び審議事項を協議する。進行は生活科学科長（前期）・幼児教育学科長（後期）が担当する。これは、教授会規則第 4 条に示す審議事項に係る教授会構成員の意見聴取に集中し、適切な決定を行えるようにする意味を持っている。とくに学生の入学、単位認定、卒業及び学位授与等の重要事項は、教授会での最重要審議事項として取り扱い、学長は教授会の意見を聴取して慎重に決定している。なお、学籍異動、学生の懲罰その他の教授会の審議事項としない諸事項の学長の決定内容等は、必要に応じて教授会その他で伝達・周知している。

学科・専攻別に策定するいわゆる 3 方針や学生が獲得すべき学修成果の内容等は、学科での検討に基づき見直し等を行うことを基本としている。見直しなどがある場合は教授会に報告あるいは審議され、全体で認識を共有できるようにしている。

学科・専攻に共通する、あるいは学科・専攻を貫く教育上の事案を担当する組織として、教授会の下に5つの常設委員会を設置している。教育課程、授業計画、試験等を担当する教務委員会、募集要項等の作成、入学試験、合否処理等を担当する入試委員会、学生の就職先開拓、就職指導等を担当する就職委員会、学生指導・福利厚生、課外活動等を担当する学生委員会、学生の学修支援の一環として附属図書館の運営に係る図書・紀要編集委員会がそれである（他に学生相談室運営委員会、FD・SD推進委員会等の臨時委員会も学生教育・学生支援に関連している）。なお、これらの常設委員会等には教務・学生課または附属図書館の職員も配置しており、教職協働で学生教育・学生支援にあたっている。

<テーマ 基準IV-B 学長のリーダーシップの課題>

1.危機管理体制の不備

令和元（2019）年度末の新型コロナウイルス感染拡大をうけた学位授与式等の中止決定にあたって、本学の危機管理体制の不備が露見した。リーダーシップを発揮するのが学長の責務とはいえ、危機的状況に対するある決定がもたらす影響は、その幅も深さも広く深い。それらの影響を確実に把握しつつ決定を行うためには、危機管理を一つの体制として準備することが必要である。

2.今後の本学のあり方の検討

近年は入学定員・収容定員を満たすことがない。いうまでもなく、この状況は一時的でも偶発的でもないと考えべきである。本学が地域に求められる高等教育機関として存続するために、存在基盤としている地域の諸状況及び短期大学という教育機関の現状と課題等の分析から、広い視野から今後の本学のあり方を検討・提起する必要がある、その作業では学長がリーダーシップを発揮することが求められる。

<テーマ 基準IV-B 学長のリーダーシップの特記事項>

とくになし

[テーマ 基準IV-C ガバナンス]

[区分 基準IV-C-1 監事は法令等に基づいて適切に業務を行っている。]

<区分 基準IV-C-1 の現状と改善の取り組み>

監事は、学園全体の業務・財産状況監査を行い、毎会計年度に監査報告書を作成し、理事会・評議員会に提出している。理事会、評議員会には欠かさず出席して経営健全化について必要に応じ意見を述べている。また、監査法人の決算監査の実施に合わせ毎年度公認会計士との意見交換を行っている。

さらに、令和元（2019）年の「学校教育法等の一部を改正する法律」の公布により寄附行為が改正となり、権限の拡大と責任の重大化が図られた。法人の業務若しくは財産又は理事の業務執行に関し不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実があることを発見した時は、これを文部科学大臣に報告し、又は理事会及び評議員会に報告すること。報告するために必要がある時は理事長に対して理事会及び評議員会の招集を請求す

ることが、責務に加わった。

〔区分 基準Ⅳ-C-2 評議員会は法令等に基づいて開催し、理事長を含め役員の諮問機関として適切に運営している。〕

＜区分 基準Ⅳ-C-2 の現状と改善の取り組み＞

評議員会は、寄附行為に基づき理事会の諮問機関として学園の健全な運営のため適切に機能している。評議員は、16名（1号評議員6名、2号評議員3名、3号評議員7名）で構成され、欠員が出た場合も理事総数（7名）の2倍を超えるように選任している。

また、評議員には極力出席を求めているが、欠席する評議員については、議案事項について書面をもって賛否の意思を確認し、適切に機能を果たしている。

〔区分 基準Ⅳ-C-3 短期大学は、高い公共性と社会的責任を有しており、積極的に情報を公表・公開して説明責任を果たしている。〕

＜区分 基準Ⅳ-C-3 の現状と改善の取り組み＞

本学は、学校教育法施行規則の規定に基づき、教育情報を公開している（本学 Web ページ＞釧路短期大学 情報公開）。

また、私立学校法で求められている、本学が属する学校法人緑ヶ岡学園の情報についても、財務情報、役員名簿、寄付行為、校舎等の耐震化率について情報を公開している（学園 Web ページ＞情報公開）。

＜テーマ 基準Ⅳ-C ガバナンスの課題＞

1. 学外評議員の情報へのアクセス

特に学外評議員が理事・監事に比して私学に係る最新情勢の研修会などで情報を得る機会が少ないことが懸念される。

＜テーマ 基準Ⅳ-C ガバナンスの特記事項＞

とくになし

＜基準Ⅳ リーダーシップとガバナンスの改善計画＞

今回の自己点検・評価の課題についての改善計画

1. 危機管理体制の整備

危機的状況へ即時的包括的に対応策作成等を行う危機管理体制を、令和2（2020）年度に整備する。

2. 今後のあり方の検討

学校法人レベルでの中期計画（経営強化推進計画）を踏まえつつ、学長の諮問機関として本学として今後の本学のあり方を検討・提起する組織を立ち上げ、令和3（2021）年度中の整理をめざす。